

平成26年第6回佐渡市議会定例会会議録（第1号）

平成26年9月9日（火曜日）

議事日程（第1号）

平成26年9月9日（火）午前10時00分開会・開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 議案第84号から議案第122号まで、議案第125号
- 第6 請願第7号から請願第9号まで、陳情第1号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24名）

1番	山田伸之君	2番	荒井眞理君
3番	駒形信雄君	4番	渡辺慎一君
5番	坂下善英君	6番	大森幸平君
7番	笠井正信君	8番	中川直美君
9番	大澤祐治郎君	10番	金田淳一君
11番	浜田正敏君	12番	中川隆一君
13番	岩崎隆寿君	14番	中村良夫君
15番	村川四郎君	16番	佐藤孝君
17番	金光英晴君	18番	猪股文彦君
19番	金子克己君	20番	祝優雄君
21番	竹内道廣君	22番	加賀博昭君
23番	近藤和義君	24番	根岸勇雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	甲斐元也君	副市長	金子優君
教育長	児玉勝巳君	総合政策監	池町円君
会計管理者	原田道夫君	総務課長	計良孝晴君

総合政策課長	渡	辺	竜	五	君	行政改革課長	本	間		聡	君
世界遺産課長	安	藤	信	義	君	財務課長	伊	貝	秀	一	君
地域振興課長	計	良	隆	弘	君	交通政策課長	渡	邊	裕	次	君
市民生活課長	村	川	一	博	君	税務課長	川	上	達	也	君
環境対策課長	名	畑	匡	章	君	社会福祉課長	鍵	谷	繁	樹	君
高齢福祉課長	後	藤	友	二	君	農林水産課長	山	本	雅	明	君
観光振興課長	濱	野	利	夫	君	産業振興課長	市	橋	秀	紀	君
建設課長	金	田	一	則	君	下水道課長	和	倉	永	久	君
学校教育課長	吉	田		泉	君	社会教育課長	大	橋	幸	喜	君
両津病院院長	小	路		昭	君	選挙管理委員会	小	林	泰	英	君
代監査委員	清	水	一	次	君	監査委員	菊	地		誠	君
農業委員会	長		敏	宏	君	消防課長	深	野	俊	之	君
危機管理幹事	坂	田	和	三	君	契約管理幹事	伊	藤	浩	二	君
庁舎整備幹事	鈴	木	一	郎	君	国営かんばい推進主幹	北	嶋	富	夫	君

事務局職員出席者

事務局長	源	田	俊	夫	君	事務局次長	中	川	雅	史	君
議事調査係	齋	藤	壮	一	君	議事調査係	太	田	一	人	君

午前10時00分 開会・開議

○議長（根岸勇雄君） おはようございます。ただいまの出席議員数は23名であります。定足数に達しておりますので、平成26年第6回佐渡市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（根岸勇雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、12番、中川隆一君及び14番、中村良夫君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（根岸勇雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期及び会期日程について議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、岩崎隆寿君。

〔議会運営委員長 岩崎隆寿君登壇〕

○議会運営委員長（岩崎隆寿君） おはようございます。9月5日に議会運営委員会を開催し、今期定例会の会期及び会期日程について協議いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

会期につきましては、本日から9月30日までの22日間といたします。

会期日程につきましては、お手元に配付した会期日程表をごらんください。

本日は、この後諸般の報告、行政報告、議案の上程を行い、質疑の後、委員会付託を行います。25年度決算の案件については、決算審査特別委員会を設置して同委員会へ付託します。その後、議長において決算審査特別委員の指名、正副委員長の互選結果の報告を行い、最後に請願等の委員会付託を行った後、散会し、各派代表者会議を開きます。

あす10日は、午前10時から議会報編集特別委員会、午後1時半からは世界遺産議連により南沢疎水道の現地視察が行われます。

11日は、産業建設常任委員会及び決算審査特別委員会を合同で開催いたします。内容は、願地区治山工事の現地確認であります。遠方でありますので、午前9時半に議会棟を出発いたします。

12日から19日までが一般質問であります。質問者は17名であります。一般質問最終日の19日は、午後1時半から議員全員協議会を開催します。この議員全員協議会は、執行部要請によるものであります。内容は、先般マスコミ各社により報道のありました願地区の治山工事における不適切な事務処理の件について、職員の処分の内容等が報告されとのことであります。議員全員協議会終了後は、各派代表者会議を開催します。

22日は、10時から追加議案の上程等を行い、追加議案は特別職の職員の給料を減額する条例であります。議案は前日の19日に配付いたします。

22日午後から26日午前中までの間、常任委員会の審査であります。

26日は、午後1時30分から庁舎整備等特別委員会を開催いたします。

29日は、午後3時を目途に常任委員会の報告書を配付し、委員長質疑等の受け付けの後、議会運営委員

会を開催いたします。

30日が最終日であります、開会は午後2時からといたします。

以上であります。

○議長（根岸勇雄君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議会運営委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今期定例会の会期は本日から9月30日までの22日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は22日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（根岸勇雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりであります。朗読は省略いたします。

日程第4 行政報告

○議長（根岸勇雄君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） おはようございます。平成26年第6回佐渡市議会定例会に当たりまして、平成26年第5回佐渡市議会定例会以降の行政報告についてご説明を申し上げます。

報告第16号 平成25年度佐渡市一般会計継続費精算報告書についてであります、継続費を設定をいたしました相川小学校改築事業ほか5事業が平成25年度で完了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものであります。

報告第17号 平成25年度決算に基づく健全化判断比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて別紙のとおり報告するものであります。

また、報告第18号 平成25年度決算に基づく資金不足比率については、これにつきましても地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて別紙のとおり報告するものであります。

報告第19号 一般財団法人赤泊振興公社の経営状況については、地方自治法第243条の3第2項の規定により、当該法人の事業計画及び決算に関する書類を提出するものであります。

以上で行政報告の説明を終わります。

○議長（根岸勇雄君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

行政報告に対する質疑を終結いたします。

日程第5 議案第84号から議案第122号まで、議案第125号

○議長（根岸勇雄君） 日程第5、議案第84号から議案第122号まで及び議案第125号についてを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 議案第84号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）について）。本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ4億1,300万円を追加し、予算総額を465億5,418万8,000円とする補正予算を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものであります。補正内容は、7月9日発生の梅雨前線豪雨災害にかかわる災害復旧経費を予算計上するもので、歳入ではその財源として地方交付税を予算計上するものであります。

議案第85号 佐渡市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、相川支所庁舎の移転改築に伴い、その位置を佐渡市相川塩屋町26番地から佐渡市相川栄町27番地に変更するため、条例の一部を改正する条例を制定するものであります。

議案第86号 佐渡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、相川消防署庁舎の移転改築に伴い、その位置を佐渡市相川下戸村141番地3から佐渡市相川栄町27番地に変更するため、条例の一部を改正する条例を制定するものであります。

議案第87号から議案第90号までについては、一括してご説明を申し上げます。議案第87号 佐渡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第88号 佐渡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第89号 佐渡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第90号 佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上4議案は、平成24年8月に公布されました子ども・子育て関連3法その他関係政省令の規定により、幼児期の学校教育、保育を総合的に提供し、または地域の子供、子育て支援を総合的に推進するため、平成27年4月から実施をする子ども・子育て支援制度として、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準並びに市立保育園での保育の実施要件について、それぞれ条例を定めるものであります。

議案第91号 佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の改正に伴い、法律名が変更され、佐渡市営住宅条例中において同法を引用している部分について改正するため、条例を制定するものであります。

議案第92号 佐渡市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について。本案は、いじめ防止対策推進法

に基づき、関係機関と連携し、佐渡市立学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処のための対策を公正に、かつ実効的に行うため、教育委員会に佐渡市いじめ問題対策連絡協議会及び佐渡市いじめ防止対策等に関する委員会を、また市長部局に佐渡市いじめ問題調査委員会を設置する条例を制定するものであります。

議案第93号 公有水面埋立てに係る意見について（稲鯨地内）。本案は、新潟県が実施する水産生産基盤整備事業により漁港施設用地を造成するため、公有水面を埋め立てることについて新潟県知事から意見を求められておりますので、公有水面埋立法第3条第4項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第94号 財産の無償譲渡について（旧金井吉井小学校）。本案は、社会福祉法人勇樹会が旧金井吉井小学校を活用し、保育専門学校の設置を計画していることから、当該施設を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第95号 財産の無償譲渡について（旧後山小学校校舎）。本案は、公共施設の管理運営の見直し及び地域密着型介護サービスの充実を図るため、旧後山小学校の校舎部分を社会福祉法人よつば福祉会へ無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第96号 財産の処分について（堀記念ビル）。本案は、市が三井住友信託銀行株式会社と土地信託契約をしている東京都新宿区西早稲田の土地にかかわる信託物件について、土地信託契約解除後に地上権つき建物として売却したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第97号 平成26年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ18億2,443万4,000円を追加をし、予算総額を483億7,862万2,000円とするものであります。補正内容は、歳入では地方交付税、国、県支出金、繰越金及び市債などの増額計上、歳出では7月9日及び19日発生の梅雨前線豪雨災害にかかわる災害復旧事業に5億7,350万円、本庁舎等建設整備事業に8,030万円を予算計上するほか、金井地区統合保育園移転改築事業に5,494万円や北陸新幹線の開業と高速カーフェリーが就航する平成27年春に向けた周遊滞在型観光誘客促進事業にかかわる債務負担行為の設定などを予算計上するものであります。

議案第98号 平成26年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,395万1,000円を追加をし、予算総額を71億7,344万6,000円とするものであります。主な補正内容は、人事異動などに伴う人件費の増額と、その財源である一般会計繰入金を増額するものであります。

議案第99号 平成26年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,085万円を追加をし、予算総額を7億3,855万円とするものであります。主な補正内容は、人事異動等に伴う人件費の減額、後期高齢者医療広域連合納付金の増額であります。

議案第100号 平成26年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ9,384万8,000円を追加をし、予算総額を85億2,074万8,000円とするものであります。主な補正内容は、平成25年度歳入歳出額確定による精算返還金の計上及び人事異動などに伴う人件費

の補正を行うものであります。

議案第101号 平成26年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,067万2,000円を追加をし、予算総額を10億8,897万2,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入では国庫補助金、一般会計繰入金、簡易水道事業債の増額、繰越金の減額、歳出では人事異動などに伴う人件費の減額、一般管理費、建設改良費の増額であります。

議案第102号 平成26年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ626万6,000円を追加をし、予算総額を32億2,766万6,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入では繰越金、下水道補償料の増額、歳出では家庭用污水ポンプ補助金、備品購入費、測量設計委託料、雨水管渠工事及び漁業集落排水移設工事費の増額、人事異動などに伴う人件費及び污水管渠工事の減額であります。

議案第103号 平成26年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ490万5,000円を減額し、予算総額を4億7,059万5,000円とするものであります。主な補正内容は、人事異動に伴う人件費の減額であります。

議案第104号 平成26年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,754万8,000円を追加をし、予算総額を6億114万8,000円とするものであります。主な補正内容は、歳出では人事異動などに伴う人件費の増額を、歳入では前年度繰越金額の決定と人件費、一般管理費増による一般会計繰入金の予算の補正を行うものであります。

議案第105号 平成26年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）について。本予算案は、収益的収支において支出を910万8,000円の増額補正をするものであります。主な内容としましては、人事異動などに伴う人件費の補正であります。

議案第106号 平成26年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）について。本予算案は、収益的収支について収入を17万円追加をし、収入総額を18億3,267万円に、支出を253万5,000円追加をし、支出総額を16億9,753万5,000円とするものであります。また、資本的収支について支出を30万7,000円追加をし、支出総額を14億2,220万7,000円とするものであります。主な補正内容は、収益的収支、資本的収支とも人事異動などに伴う人件費の増額であります。

議案第107号から議案第119号までは、一括してご説明を申し上げます。議案第107号 平成25年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第108号 平成25年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第109号 平成25年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第110号 平成25年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第111号 平成25年度佐渡市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第112号 平成25年度佐渡市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第113号 平成25年度佐渡市ケーブルテレビ特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第114号 平成25年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第115号 平成25年度佐渡市すこやか両津特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第116号 平成25年度佐渡市五十里財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第117号 平成25年度佐渡市二宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第118号 平成25年度佐渡市新畑野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第119号 平成25年度佐渡市真野財産区特別会計歳入歳出決算の認

定について、以上13議案は平成25年度佐渡市一般会計及び特別会計における歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものであります。

次に、議案第120号 平成25年度佐渡市栗野江財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、栗野江財産区が全ての財産を地元認可地縁団体に譲渡し、解散したので、平成25年度佐渡市栗野江財産区特別会計歳入歳出決算について、地方自治法施行令第5条第3項の規定により、佐渡市監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

議案第121号及び議案第122号については、一括してご説明申し上げます。議案第121号 平成25年度佐渡市病院事業会計決算の認定について、議案第122号 平成25年度佐渡市水道事業会計決算の認定について、以上2議案については、平成25年度佐渡市病院事業会計決算及び佐渡市水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

議案第125号 小倉小水力発電施設機械建設工事請負契約の締結について。本案は、小倉小水力発電施設機械建設工事の請負契約について、平成26年9月2日に執行した入札における最低価格者と請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（根岸勇雄君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第84号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）について）の質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第84号についての質疑を終結いたします。

議案第85号 佐渡市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第85号についての質疑を終結いたします。

議案第86号 佐渡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） この条例は、今相川のトンネルを出て坂にあるところの消防署を海側に移すという位置の変更の条例ですが、子供のお使いではありませんから、位置が動くからというだけではなくて、重要な点についてちょっと聞いておきたいと思います。

1つは、ことしもそうですが、広島の高雨とかも含めて、また津波の想定が国で新たに出たというようなこともあるわけで、結果として相川でいうと消防署は津波の来るところに出たという形になるわけで、そこで重要なのは、総務省の消防庁も言っているように、津波想定区域の中にある署の体制はしっかりやりなさいよということで24年4月に報告書も出されていますが、そういった計画はきちん立てられてい

ますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

深野消防長。

○消防長（深野俊之君） ご説明いたします。

建物につきましては、重要な設備については3階に設置ということで、あとソフト面につきましては避難場所、避難誘導しながら集結場所等の計画を今作成中であります。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 今、避難誘導という話、前から避難誘導も言うのだけれども、私わからぬから、専門的なことなので、お答え願いたいものだけれども、例えば一番の基本は初動態勢だから、津波が来るところにある消防署というのは、いち早く逃げて次の本部をつくりなさいよというのが方針です。今言った誘導しながらというのは、私はないような気がする。そこで聞くのだが、少なくとも津波がどうなるかというのはもちろんわからないのだけれども、あれだけ海辺の近くにあるのだから、1つは、あなたが3階だと言ったの、3階に車両置いてあるわけないでしょう。液化化だとか亀裂が入って車が出られないというのが今最大の問題なのだから、専門用語なのだろうけれども、車両退避計画というのはきちんと立てていますか。

2点目は、あなた方避難誘導という非常に格好いい言葉で言ったのだけれども、消防庁の規定によると、活動可能時間というのは、あなた方はどの程度と見ているのですか。活動可能時間が終わったら消防隊というのはきっちり避難をして、そこから次の態勢に移れというのが3.11を受けての消防庁の方針だと私は思うのですが、その辺、津波想定が県の想定もおかしくて、国の想定が新しくなったというのはあるのだけれども、少なくともあそこに出るのだから、車両退避の問題、あるいは活動可能時間はどのぐらいかというのは安全管理の基本中の基本だと思うのですが、そういったものも立てていないのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

深野消防長。

○消防長（深野俊之君） 説明をいたします。

車両誘導、可能時間につきましては、現在国の想定が出まして、県の想定についても見直し中ということで、それに合わせて検討していきたいと思っております。

また、避難誘導につきましては、緊急情報システム等を活用しながら、そういった部分でこの後はしっかりした計画を立てていきたいと思っております。

○議長（根岸勇雄君） 3回目の質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 今話を聞くと、例えば国府川の脇にある消防本部についても、あそこは津波想定範囲ではないのだろうけれども、初動態勢の、大規模災害とか局地災害のときの、国府川にあったときのそういった安全管理の基本である車両の退避の問題だとか、活動可能時間はどうなのかというふうなことは消防隊としてはまだ徹底していないというふうに見えるのですが、そういう理解でよろしいですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

深野消防長。

○消防長（深野俊之君） ご説明申し上げます。

各署所の集結場所、活動拠点、2次拠点については現在検討中であります。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第86号についての質疑を終結いたします。

議案第87号 佐渡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての質疑を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） これは関連性がありますので、トータルとしての説明を求めたいので、お聞きしたいのですが、議案第87号から90号まで、市長は提案理由の中で一括説明をさせてくれということでも一括説明をした。そこで、これはそれで了解しておるのですが、そこでお聞きしたい。この数本の条例改正というのは、子どもの貧困対策法という法律があって、この対策法というのは、わかりやすく言うと、日本は豊かだと思っておるか知らぬけれども、国際的に見て6人に1人子供は貧困層に属しておるのだと、そこでそれをできるだけ解消するために子どもの貧困対策法という法律ができた。その法律に基づいて今回この数本の条例が一遍に出てきた。これが出てくるについては、この子どもの貧困対策法に基づいての対応をせいと、こういうことになっておるのだらうと私は思う。そこで、この数本の条例がいかなる通達によって出てきたのか、今回議会に提案されておるのか、その今回の仕組みについて基本的な説明をお願いしたい。

以上。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

子どもの貧困対策法ということでございますが、子供の貧困対策に関する大綱というのが本年の8月29日に閣議決定をされたところであります。

議員のご質問であります、どの法律に基づくものかということでございますけれども、こちらについては、議案第87号が保育の必要制度の認定制度として保育を必要とする要件の認定ということになっております。そして、議案第88号ですけれども、こちらのほうは定員が19名以下の家庭的保育事業等ということでございまして、これが地域型保育事業と位置づけられ、3歳児未満の保育を必要とする子供に対して行われるものであります。そして、議案第89号の放課後児童クラブの整備、運営に新たな基準が設けられたということでございます。それから、90号につきましては、これは法律の改正に基づきまして当市の基準を変えるものということになっております。こちらについては、全てこれは児童福祉法の34条、それから今回できました子ども・子育て支援法の34条等に基づいて変更がなされるものであります。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 概括的な説明を受けたわけですが、この子ども貧困対策法という法律は、子供をこれ以上貧しくしてはいかぬという、こういう趣旨に基づいてできた法律なのです。それに基づいて保育所の新たな条例制定というのがなされておるわけだ。それをこの法律に照らすと、この条例制定によって何を期待しておるのか、概括的な説明でよろしいので、説明してください。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

まず、87号の分でありますけれども、これによりまして市が現状を把握をいたしまして、未満児から小学校就学前までの全ての児童に対しましてニーズ把握をすることが可能になってくるということ、それから88号の家庭的保育事業等の分でございますけれども、こちらについては3歳未満児の保育を必要とする子供に対しまして、民間参入等が可能になりまして、地域のさまざまな状況に合わせまして保育の場が確保されていくということになります。

そして、89号の分でございますが、こちらについては、放課後児童クラブの整備、運営に関する基準が新たに条例で制定されることによりまして、その基準に基づいた部分でしっかりした放課後児童クラブの運営、そういったものが提供されていくということになります。

そして、最後の条例改正の部分でありますけれども、こちらについては今まで保育に欠けるといった部分の要件が保育を必要とするという要件に変わります。それに基づきまして、まずこれまで親族等で見れる方がおればこの対象にはならなかったということなのですが、それが廃止をされてくると。ただ、優先順位については若干遅れるということになりますけれども、それが廃止されると。それから、いろいろな条件として幾つかの条件が追加をされてきている。例えば育児休業とか、それから虐待とか、そういったものについても、そういった要件に該当するものであれば該当になってくることが追加されたものであります。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 大体この保育事業というのは、最近では保育に欠けるというか、保育に欠けるというよりは保育所が足らぬで入られないというのが大都市周辺に起こっておる現象なのです。そこで、これとはちょっと違うのが佐渡の保育なのです。つまりわかりやすく言うと子供がおらぬで保育所が遠いと、こういう事情があって、大都市圏の保育事情と佐渡のような過疎地の保育事情は違うわけなのだ。その辺のところの地域格差についての検討をせよというような通達はなかったわけですか。そういうものも含めてその地域の特殊性を生かしての条例改正をせよというような規定はなかったのですか。この1点について最後お尋ねしたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明申し上げます。

こちらについては、事業計画というものがあまして、地域の子ども・子育ての事業計画を策定する中で、そして地域の実情に合った運営をするようにということで国のほうからの法律の分があります。こ

らについては、今年度開催しまして、そのニーズを把握する中で、来年以降5年間の計画を立てていきたいというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） この87号は、提案理由の説明でもあったように子ども・子育て、新しい支援制度、3法の関係で出てきたものだけでも、確かに今言った子ども貧困対策法と全く関係ないとは言わないが、一言で言うと、今課長答弁したのだけれども、その前に、これまでの保育行政の保育というものを大きく変えたわけです、今回。法律で。安倍政権が。一言で言えば、きのうだかの新聞に出ていたけれども、銀行も優良な土地持っているから、保育事業に参入をして、もうけられるようにしようという、いわゆる経済対策なのだよ、これ。子供の発達、発展を考えたものではなくて。そこでお尋ねをするのだが、今課長は、先ほど答えたけれども、この法律は都会の待機児童が多いところを焦点にしているのだけれども、ただ全く違う。先ほど課長の答弁だと計画に基づく実情に合ったものと言ったのだけれども、私はそれが必要だと思うのです。今回の市長のタウンミーティングではないけれども、ほかのものをまねするのではなくて、佐渡はどういうものが要るかというところで難しい法律なのだけれども、まずは今地方版の子ども会議で計画練っているわけでしょう。それに基づいてこういったものが出てこないとおかしなことになると思うのですが、その辺はどうなっていますか、計画は。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

そちらについては、昨年12月に次世代育成支援という形でその中のニーズ調査というのがございまして、そのニーズ調査に基づいて今回の部分については策定をしていこうということになっております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 違うでしょう、これ。ニーズ調査ではなくて、これは国の示したものをほとんど佐渡版に置きかえているだけでしょう。国は今回、もうこの間ずっと、ほかの法律でもそうなのだけれども、参酌すべきものと従うべき基準というのがあると思うのですが、ここの部分では佐渡的にやっていいことがあるわけだ。その部分で変えたものって何条と何条と何条になりますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

その従うべき基準と、それから参酌する基準というものが国のほうから示されております。この従うべき基準と参酌する基準、こちらについては今回の条例について提案するに当たりまして、この参酌する基準、それから従うべき基準、これに基づいた中で今回の条例の提案をさせてもらっております。国の基準とほとんど同じような形で提案をさせてもらっております。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） これあと3本だけあるので、何回もやれるのですけれども、結局今言ったように、さっきの質疑の方も言ったけれども、佐渡は都会と違って佐渡的なものがあるのだと。国の法律の中で、

副市長も笑っていたけれども、従うべき基準と参酌、自由度があるものがあるのだけれども、結局地域の実情を反映した参酌するべきもの何もしないという話ではないですか。何も知恵も使っていないということになりはしませんか。違いますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

参酌する基準と、それから従うべき基準なのですが、従うべき基準については当然国の全国一律のものということになります。参酌する基準にいたしましては、こちらのほうがそれを参考にしてやるというものですが、佐渡市の場合は、ご承知のように、先ほど言いましたように、地域の実情いろんな形があります。そういった意味では、その参酌する基準を新たなもので作成するということができるのですが、今回については基準に基づいたもので提案をさせていただくものであります。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第87号についての質疑を終結いたします。

議案第88号 佐渡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 先ほどのものと一体なのですが、この小規模保育、家庭的保育、これは佐渡市でもやるということですか。つまり何を言いたいかというと、小規模保育事業で言えば19人以下でしょう。佐渡市は今19人以下のところ僻地以外ないでしょう。僻地な保育所ってあなた方カウントしていないのだけれども。これ全く都会のものであって、佐渡市には全くなじまないものだと思っただけだけれども、これ参酌すべき、国は設置をしておいたほうが良いだろうというような表現なのだけれども、つまりいいだろうというぐらいのものだから、こんなものやる必要は私はないと思うのだけれども、そういったことも例えば佐渡市版の子育て会議の中で議論をして、やっぱり置きましょうということになったのですか。その辺が重要だと思うのです。どうなのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

この小規模事業の保育なのですが、こちらについては今佐渡市のほうでは想定しておりません。そして、その来年以降の分についてなのですが、こちらについては、いつでも事業参入ができるという形で今回条例の提案をさせていただいているところです。よろしくお願いします。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 結局佐渡市の地方版の子育て会議の、今次世代のを引き継いでやっているのだけれども、こういうところで十分議論していないのでしょう。ニーズ調査やっているのは、コンサルにやったのを私見せてもらいましたけれども。これ何がどういうことが起こるかということ、今回の安

倍政権の保育制度の改革というのは、株式会社であろうが、企業がどんどん参加できるようにという制度の枠組みなのです。佐渡市の場合、あなた方保育園の統廃合を集团的保育が要るなんて言って、小規模はだめだから、60人以上が要ると言って進めてきたわけでしょう。ところが、例えばこの小規模保育事業で言えば19人以下、例えば佐和田みたいな割と子供がいるところで私はもうけのために19人以下の小規模保育やりますと言ったら参入できるのでしょうか。あなた方はそういったことを佐渡市の保育行政の中でやるルールを今度は敷くということになるのです。そういう理解というか、正しいと思うのですが、違いますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

この小規模事業保育、こちらについては、先ほど言いましたように事業参入ができるということなのですけれども、あくまでも佐渡市の事業計画、これに基づくものということになっております。そういった意味では、その事業計画の中でその部分が必要だということになればできるわけですが、ただ事業者のほうが入ってくるといった部分については拒めないというものもありますけれども、基本的に事業計画の中で必要だというものをつくっていく中で、そしてそれが果たして基準に合っているのかどうか、そういったものも審査する上でやっていきたいというふうに思っております。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 一般質問で詳しくやりますけれども、例えば19人以下ではなくてベビーシッターとか、変な第三者が自分の家を改造して5人やりますということも可能なのです。しかも、この間保育の資格云々ということが言われているけれども、小規模保育事業のC型で言えば保育資格要らないのです。B型だって半分いればいいというのです。今まさに規制緩和とか何だかわからぬけれども、そういう危ない、きのう何かずんずん何とかというのもあったけれども、そういった無資格でも見れる。今あなたが言ったようなことでいうと、事業やりたいという人が来たら、この条例があれば許可せざるを得ない部分が私はあると思うのですが、違いますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

先ほど言いました小規模、それから家庭的保育の分については、確かにやりたい事業者が出てくれば、基準に合っていれば拒めないという部分はありますけれども、そちらについてはしっかりこちらの市のほうで基準を監査する、運営の状況を監査するといった中で進めていきたいというふうに思っております。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第88号についての質疑を終結いたします。

議案第89号 佐渡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第89号についての質疑を終結いたします。

議案第90号 佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） これはいわゆる、さっき言ったように保育制度変わって認定区分の問題になってく
ると思うのです。保育に欠けるかどうか。これを見ると、今まででいうと保育に欠けるという家庭は預か
るということなのだけれども、今度はここにも出ているように就労の問題が出てきています。ご案内のよ
うに国は標準時間で11時間、短時間で8時間という、大分長くはなったのだけれども、この10月からこれ
あなた方始めるわけでしょう。募集をかけて。具体的にどういうふうに進めるのか、その認定の問題、少
なくとも今までは保育に欠けるという範疇だったのだ。少なくとも今度は就労しているか、働いているか
働いていないか、求職活動やっているかやっていないか、求職活動というのは、QアンドAでいうとハロ
ーワークからの証明書が要るなんていうふうに言われているのだけれども、それ具体的にどうなのかが1
つ。

それと、もう一つは保育料の問題です。今回見てみると、保育料がどうなるかというのは、さっきの子
ども貧困対策法ではないけれども、非常に関心が高いわけなのだけれども、保育料はあなた方はどのよう
にするつもりなのか。例えば今年度甲斐市長は第2子の保育料、同時入所の場合の第2子の保育料の無料
化というのを進めるいい政策をやっているのだが、そういったところはどうするのか教えていただきたい。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

まず、保育料の分でありますけれども、保育料につきましては新年度の既に国のほうからは公定価格と
いうものが出ております。その公定価格に基づいて、それぞれの先ほど言いました保育標準時間、それか
ら保育短時間、それに合わせた中で保育料を設定していくということになります。佐渡市においては、こ
の公定価格に基づく中で、これまでと同じような基準になるということで、金額的にはさほど変わらない
というような形で設定されるということになっておりますので、佐渡市においてもその基準に基づいた中
で料金設定をしていきたいというふうに考えております。

それから、2人目以降無料化の取り組みを今年度からやっております。それについては、継続して実施
をしていきたいというふうに思いますし、それから最初にありました認定の関係の手順ということござ
いますが、こちらについては10月ぐらいにまず認定をしていきたいと。1号から3号までの認定をしてい
くということになります。そして、それからその後認定証を交付して、そして改めて保育園の入所の申請
をしてもらうということになるわけですが、基本的にこちらについては、国のほうにも確認をした
のですけれども、同時にやっても差し支えないということでございますので、保護者等の負担軽減を図る
という意味におきましても同時にやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○８番（中川直美君） 公定価格との関係で保育料なのですが、今国が示したのは仮公定価格でしょう。これ消費税増税との関連があるものだから、仮になっているのだけれども、そうすると今の話だと現時点ではそんなに現行と変わらないということのようだが、これは条例で制定をしなければいけないのではないですか。保育料というのは。例えば国の出しているものでＱアンドＡでいうと、保育料は公の使用料に該当するというふうに言われているのだけれども、これは変更するのだけれども、保育料については変更しないのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

佐渡市においては、規則に委任する形で規則のほうで規定をしていきたいというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○８番（中川直美君） いろんなトリックはわかっているのですが、市民厚生常任委員会で詳しくやってもらうのですが、例えば今回いろいろ架空工事云々があったのだけれども、財務規則とか云々というのがやっぱり重要になってくるのだけれども、使用料、さっき言ったように国のＱアンドＡによると公の施設の使用料に該当と。地方自治法の第228条では分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項は条例で定めなければならないとなっているのですが、これには違反しませんか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明申し上げます。

こちらについては、行政事例でもございますけれども、そちらで同じ法律のもとでの、これ児童福祉法にもあるわけですが、同じ法律のもとでの分については規則で定めても差し支えないというものがございまして、そちらを運用していきたいというふうに思っております。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第90号についての質疑を終結いたします。

議案第91号 佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第91号についての質疑を終結いたします。

議案第92号 佐渡市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定についての質疑を許します。

中川直美君。

○８番（中川直美君） 幾つかお尋ねをします。

これも国の示しているものとほぼ同じ中身になっているのではないかと思うのだけれども、佐渡的に参酌をして変えたところはあるのかお尋ねをしておきたいのが1つです。

それともう一つは、気のきいた市といいますか、気のきいた団体といいますか、自治体といいますか、そこではいじめ防止基本方針だけではなくて条例も制定をしているのだが、そういった考え方あなた方持っているのか。

それともう一つは、基本方針案というものの、あなた方パブリックコメントをやって意見を求めていたのだが、結果的に我々議会としてはこの基本方針案がどういう議論になってどうなったかも知らない中でこういった対処をすべきものの条例だけを決めろというふうにあなた方押しつけてきたのだけれども、それはどのようにになっているのかお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） ご説明いたします。

まず、1点目、国の方針等と内容等について独自の考え方等があるかというご質問でございますけれども、条例上の中身につきましては、他の自治体と特に特色あるというものにはなってございません。ただ、パブリックコメント等の中の実際の基本方針の中では、自治体によります特色が当然盛り込まれていなければならないので、そのような形で盛り込んでおるつもりでございます。

それと、ちょっと3点目に行かせてください。3点目のパブリックコメントにつきましては、7月の1日から25日までかけさせていただきまして、その後4件ばかりのご意見等がございます。その後ちょっと調整をしております、本来ですと8月の末ごろお示しする予定でございましたが、間もなく、修正ができましたので、公開をいたす予定でございます。

あと、2点目について、ちょっともう一度。申しわけございません。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） このいじめ防止対策推進法自体、国のレベルで非常に審議期間がもう短くて、日弁連なども含めて人権的な問題で非常に問題があると言われている部分ご承知だと思うのです。そんな中において、基本方針も含めてやっぱりこれは関係者や住民の議論でしっかり練り上げて、知恵を生かしていく必要が私はあると思っているのだが、そういったことをやっているのかどうなのか1点。

もう一つは、この示されている条例の中で、いじめ問題対策連絡協議会というのは、法でいうと、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図っていじめをなくそうという、どちらかというと予防的な側面があるわけですね。ここで委員については10人とする。10人と言って6人まで決まっているわけだよな。そうすると、あと4人なのだけれども、私は例えば、佐渡市立学校というふうになっているのだけれども、担任の先生だったりとか、主任だったりとかというのも含めて、そういった部分の盛り込み方って私は要るのではないかと思うのですが、その辺はどうですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） ご説明いたします。

まず、国のもともとの法律が日弁連等からのご意見等があったというのは十分に認識しております。当時の議論では出席停止等本当にやるのかというようなこともございますけれども、今回の私ども制定させていただきました基本方針並びにこの条例につきましては、特にそのような、いわゆる日弁連云々に配慮

したようなところまでの議論はいたしておりません。

それと、連絡協議会の件でございますけれども、委員の構成としましては、今現在予定しておりますのが法務局、児童相談所、警察、これ2名、社会福祉課関係、これは子供若者支援センターを想定しております。あと、教育委員会の教育長、ほか校長、ほかPTAが2名ということで予定しております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） これにかかわる問題として、防止基本方針ですよ、私もパブリックコメントで見たのだけれども、例えば被害者に対する情報開示の問題だとか、そんなのはこの間なかった。あるいは、教育委員会における組織的な、マスコミ報道でいうと隠蔽みたいなのをどうやって防止するかというところが非常に弱いと思うのです。しかも、初めにどう書いてあるかという、佐渡市にはいじめと思われる問題が存在するのも事実であると。非常に消極的なスタンスであなたの方針つくっているというふうに思うのですが、教育長、その辺は弱いと思いませんか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） いじめの防止に対する基本方針ですが、今捉えが弱いのではないかとというご指摘ですが、いじめというのはどこの学校でも起こり得るという強い危機感を持って取り組んでいかなければならないというふうに思っております。ですので、存在することも事実であるという表現はちょっと弱いかもしれませんが、強い危機意識を持って取り組んでいきたい、いかなければならないというふうに思っています。

○議長（根岸勇雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 計画倒れになるような大きな組織機構を想定しておるわけですよ。そこで、あれこれ聞くというのは、質疑ではなかなかこれ乾かぬ問題ですので、焦点を絞って私のほうでお聞きしますが、ここで問題になるのは第4章です。4章の佐渡市いじめ問題調査委員会というものができて、そしてこれが調査をしていくわけでございます。調査の委員は5人以内で組織するということでございます。それはそれで5人以内でやるというのだから、それはそれでいいのですが、ただその準用規定のところへいきまして、7条中の「会長」は「委員長」とすると、それから「教育委員会学校教育課」とは「総務課」とすると。それから、「教育委員会」とあるのを「市長」とすると。どういうことかということ、調査等にかかわるのが準用のところって総務課だの市長だのというのが面を出してくるという話になっておるわけ。そして、本来子供のいじめというような問題は一義的には教育委員会がつかさどる分野であろうと思うのですが、そこへ準用で総務課が出てきて、市長が出てくると、こういうことになってきて、異なる行政組織のところ、ある日そここのところがぐちゃぐちゃになる、ぐちゃぐちゃといたらちょっと表現悪いのですが、そこが行政主体というような、行政というのは教育委員会に対してのことですよ、行政主体というような形になってくるというふうになっておるが、このことについては双方、市長部局と教育委員会とで相当協議をしたものなのかどうなのか。もし協議をしたとすれば、こここのところの解釈、運用というのはどういうふうに整合性あるものとしてこの条例制定の前に合意しておるのか、その点1点についてお答えください。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） ご説明いたします。

まず、市長の市長部局におきます、いわゆる先ほど準用規定の総務課の調査委員会の件でございますけれども、これを設置の目的は、そもそも教育委員会部局におきます附属機関の中で、いわゆる重大事態等が発生した場合のいじめの調査をいたします。事実関係があったかどうかという。そのような調査を当然被害者、児童保護者のほうにご報告いたしますけれども、その報告の中身がやはり調査が足りないというふうなご意見がございましたら、それ今度市長部局の、また調査の手法を変えまして、市長部局に設置しました新たな調査機関で調査をするというのがこれ法律の流れになっておりますので、それに基づきまして市長部局のほうにその調査委員会を置くということになります。

あと、事前の調査がなされたかということでございますけれども、この条例、3本を1本にする条例でございますので、それぞれ関連性がありますので、当然市長部局のほうとは協議を重ねた結果、市長部局のほうにその調査委員会を設けていただくということで決定をいたして、提案をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 今のところが大事なところなので、私はあれこれではなくてその1点だけを聞いておるわけだ。そこで、今日のいじめ問題と今回の条例制定、その中で市長部局はこれをどのように受けとめて、今後これできますと、書いたものにあるわというわけにはいかぬわけです。これはかなり組織的に、そして中身の調査がかなりシビアな問題でもなされるというようなことになるのですが、その辺のところは部局の誰がどういう形で、部局というのは、当然総務課だから、総務課長は出なければならぬと。それとどこの機関がこのことについて検討を加えたのか、具体的な内容についてご説明を願いたい。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） ご説明いたします。

今ほども吉田課長のほうで話がありましたが、学校でのいじめ等が発生したという件につきまして、教育委員会部局で審議をして調査をするわけでございますが、教育委員会部局だけでなく、佐渡市におきましてのいじめ問題については市長部局においても重大な案件というふうに考えております。その関係もありまして、重大な事態の調査ということになりましたらば、市長部局も含めまして、このいじめ問題について対処、また同種の事案についての再発防止を図るという観点から調査をしなければならないというふうに考えておりますし、その方向性を出さなければならないと考えております。また、その委員であります、行政の中での代表ということでもありますし、学識経験者、教員ということを含めまして5名ということでありますので、そのあたりを加味したもので協議をしまして、こういう形で市長部局のほうで調査委員会をつくるということに決定したものでございます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 大澤祐治郎君。

○9番（大澤祐治郎君） ただいまの吉田課長の説明、それから担当課長の説明がありましたけれども、条例というこの類いのものを所管の課長ないし執行部はどういう考えを持っているのか。国からそういう法令でおりてきたから、それは地方としてもやっておけば予算も多少もらえて得だからというようなことではもういかぬところへ来ておるのだと私は思うのです。条例に一旦のせた限りは、これは厳粛に守らなければならぬ。したがって、唐突に申しわけありませんが、市長でも副市長でも結構ですが、今の話を所管の課長あたりから、国から、あるいは文部科学省からこういった格好で来ておりますが、これについてお考えをありますかとか、そういう求めという話し合いがあったのかないのか。私ら、ただこうやって出てくると、うっかり居眠りしておって見過ごしてしまって、賛成だと言うと、あなた方、本会議においてこうやったではないかという事後承諾方式でいつも条例を出してきておる。だから、私は非常にそれはもっともっと厳しく執行部はこれ捉えないと、無駄な予算の裾広げにもなりますし、責任の問題にもなると思うのですが、今の私が言った話を執行部と詰めて、どんな具体的なその間に話が出たのか、出なかったのか、あるいは執行部は言っていないのか、課長専任権で条例文をつくって、こうしてきょう皆さんに出しておるというのか、そんなことあってはならぬ。これは市長が認めぬ限り提案として出してこれる問題ではないわけですから、そこら辺の詰めをひとつもっとつまびらかに教えてもらいたいと思うのですが。お願いいたします。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

金子副市長。

○副市長（金子 優君） この案件につきましては、教育委員会から提案がありまして、市長を交えて十分に検討しました。この中で非常に我々重視したのは、これまでの我々と議会への報告であるとか、ご相談という部分が非常にこのままやると最終案だけが議会にご相談申し上げるということになるものですから、今まで我々の中では再三いろいろな問題があったときに議会には逐次報告をするということになっております。したがって、この3つの条例の中で議会との連携というものをしっかり位置づけをしろと、最後に報告するのではなくて逐次必要に応じて議会に報告するということをこの中で、条例の中ではなくて、報告のルールというものをしっかりつくれというふうに教育委員会にお願いをしましたし、市長もそれであればこの条例でよろしいということで、この条例の提案になっております。

○議長（根岸勇雄君） 大澤祐治郎君。

○9番（大澤祐治郎君） あと1点だけ確認させてください。

確かに今副市長自らはそういう理解をして所管のほうにも話をしてあるということでありました。それをぜひ習慣づけていただいて、そしてやっていただかぬと、議会なんていうものは出てきて結果オーライということしかわからぬわけです、なかなか。だから、そういうことが往々にして今の甲斐市政には多く見られる。俺は頭がいいから、俺は理解しておるのだから、あとはおまえたちちゃんとやれと、特にできない悪い議会には説明しなければだめだよというぐらいの私は市長に、権限はもちろんあるのですから、話をしていただきたい。これで話をこうやって聞かないと、議員これ24人おっても、具体的に特別興味を持ってやっている人以外はわからぬでしょう。そういったことを今回を機にますます深めていただきたい。副市長はそういうことありますので、それを了解したということで私はおきますけれども、ぜひお願いをいたしたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第92号についての質疑を終結いたします。

議案第93号 公有水面埋立てに係る意見について（稲鯨地内）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第93号についての質疑を終結いたします。

議案第94号 財産の無償譲渡について（旧金井吉井小学校）についての質疑を許します。

笠井正信君。

○7番（笠井正信君） この案件については、94号、勇樹会に譲渡するということなのですが、旧金井吉井小学校の体育館は大変まだまだ新しく、非常に使い勝手がいいということで地域も見えています。この条件にぜひ体育館の夜間の使用とか、そして災害時には避難場所として使用できるような条件をつけていただけないかというのも地域での声がありますので、その点どうでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鈴木庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君） ご説明いたします。

金井吉井小学校につきましては、平成25年3月31日をもって金井小学校と統合により閉校になったということでございます。そのときに地元との協議の中で体育館等の跡地利用についても協議をされています。それで、地元の利用がないということで私どものほうに普通財産として移管されているということでございます。それで、避難場所につきましても、現在体育館については指定避難所ということで指定されていますので、それを踏襲してもらうように条件をつけたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 今説明受けたのですが、体育館使用については、地域に移管するといっても非常に経費がかかるということで懸念して辞退したという経過があるのです。そういった中で、その勇樹会が経営するに当たって、それも憂慮していただけないかというのも地域の声としてあるのですが、その点どうですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鈴木庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君） ご説明いたします。

勇樹会との具体的な地域開放等の話については、これから詰める事項でございますので、要望として出したいというふうに考えています。

○議長（根岸勇雄君） 大澤祐治郎君。

○9番（大澤祐治郎君） 私いつも感心するのですが、鈴木主幹、あなた1級建築士でもあるし、庁舎のことについてはオールマイティーで何でも知っておるのだと思うのです。でも、この管理委託をするのにひ

もつき委託なんていうの絶対あるわけもないし、つけること自体おかしい。なぜ地元ときっちり話し合いを早くつけておかないのか、これからやるのだなんていう話は、私はとんでもない本末転倒だと。あなたのやり方いつもそう。自分たちで全部固めてきて議会へ持ってきて、おい、これどうだ、そんな事後承諾のようなことを、それはあなたは議会を軽んじておるといふ一番の典型的な発言ですよ。では、市長、この財産は教育委員会か知りませんが、あなたは今これからこういったものの譲渡ないしは移管というときに事前に持って協議すべきことというものは何と何があると考えているのですか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 今回の案件につきましては、いわゆる合併といいますか、今の校舎は使われていないというのは、これは事実です。これを有効に活用するというのが第1点であります。もう一点は、そこにいわゆる企業誘致という視点で帰ってきてもらうということもこれは有効に活用する一つの手段であります。私は、そっちのほうの視点に実は置いている。その場合に、入ってくる企業といいますか、これは企業であるか団体であるかは別としても、事業主体となるべき人たちが本気になってやって、それを途中で失敗すると困るわけです。失敗というのものもあることもあり得るのですけれども、でも初めから失敗するのではうまくない。だから、ここのところは精査をしていくということであります。

それから、今ほどの話の中でありましたけれども、この体育館の使用については、事前にこの体育館を旧吉井、あの辺の人たちにお話をして、地元としてはそれはやりませんという話でこうなったのですけれども、ただしそういうものが改めて出てきた段階で条件をつけてやるということではなくて、そういう話も今出ているのだけれども、会長になるのか理事長になるのかわかりませんが、もしそんなところが考えられるものだったら考えてやってくださいというふうな、いわゆる親方同士の話し合いになると思っています。それをどこかの協定書の中に体育館の使用を認めることなんていうふうなことは入れるつもりはさらさらございません。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） この無償譲渡する先の勇樹会は、私どもが聞いているところによりますと、インターンシップ制度をとって午前中は保育所で働いてもらうという文言が盛られているのですが、こういう制度というのは今日本の保育士養成の中でもまだ新しいと思うのです。こういう新しい制度を佐渡の唯一今までなかった保育士養成学校に持ち込むということを佐渡市としてどうお考えなのかということをお聞きしたいと思います。普通は、こういう保育士養成コースというのは、短大、専門学校は2年制ですが、この今度勇樹会は3年制でやろうと。そして、午前中は働いてもらうのだと。そうすると、1学年25人、全学年入れば75人、この方々は一体どこで保育実習をするのか。それと、公立の保育園がそれを受け入れるのですか。その辺どうなっているのかお聞きしたいのと、それから就業、これ働くと言っていますけれども、これは就業になるのか、一体どういう形態だと予定しているのか、どうお聞きしているのかお伺いいたします。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総合政策課長。

○総合政策課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

今法人から聞いているのは、全て全員が午前中働くということではなくて、働きながら学べることもできるというふうに聞いているのが1点でございます。もう一点ですが、働く場所については、今前段ご説明したとおりでございますので、働くというよりも研修として午前中なり研修をして実地で学ぶというような計画書で我々は見ております。

以上でございます。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

保育園のほうでの実習の受け入れということでお話がありましたけれども、こちらについては通常の生徒の申し入れがありましたら、それについては受け入れをしていきたいというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） この保育士養成学校が来れば、おおよそ多くの佐渡市で保育士資格を取りたいと思う方はこの学校に行くであろうということを想定しているということなので、私は譲渡するこの社会福祉法人が本当に適当なのか、あるいはその行おうとしている保育士養成コースというのが適当なのかということを懸念しているわけですが、実習をするというのは、これもうどこも必須です。それは当然のことなのですが、インターンシップ制度というのは、これは普通ではないわけです。非常に特殊なことですよね。これについてどう理解しておられるのかと、そういうことも鑑みた上で、よし、この保育士養成学校が佐渡に来るということは適当であって、譲渡したいと考えておられるのか、そのあたりをお聞きしたいのです。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総合政策課長。

○総合政策課長（渡辺竜五君） ご説明します。

我々のいただいている計画の中では、インターンシップというよりも学校で学んで現場で午前中なり研修するという形で今のご提案をいただいておりますので、専門学校の一つのプランとして研修をしていくというふうに聞いております。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 先ほどちょっと触れましたけれども、普通専門学校や短大のこういった保育士養成学校は2年なわけですね。ところが、この学校は3年行かなければいけない。これは、佐渡市の市民が保育士養成学校行こうと思ったとき、2年でなく3年というのは非常に負担だと思うのです。私は、恐らくこの負担、なぜ3年行くのかといったとき、午前中は全部インターンシップ制度に時間が充てられ、授業は午後のみだというところだと思うのです。佐渡市民にとって本当にこの保育士養成コースというのが意味があるのだろうか、非常に負担をかけるのではないかと、そのもとがインターンシップ制度ではないかなということを考えているのですが、その点については検討されましたか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総合政策課長。

○総合政策課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

今回3年というのは、保育園と幼稚園のその免許も一緒に取るというところと実地研修をやるということとで3年というふうに聞いておりましたので、これに関しては3年という時期でも問題はないだろうというふうに考えておりましたし、もう一点でございますが、やはり佐渡で学びたい子供にとって、新潟なりに出ていくのではなくて佐渡で学べるというのも非常に大きなメリットであるということを考えまして、3年という部分でもありなのだろうというふうに議論をしてきたところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） NSGみたいなことにならないように願っておりますけれども、ここでちょっと確認をしておきたいのですが、94号、95号も一緒なのですから、建物を無償譲渡するということで、土地の部分はというふうになるのか、そのことについて説明願いたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鈴木庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君） ご説明いたします。

土地につきましては、無償貸し付けということになります。

○議長（根岸勇雄君） 猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） そうしますと、この金井吉井小学校の跡地は100％ここに貸しますから、駐車場その他は問題ないと思うのですが、次の後山小学校の場合は体育館だけは別にするという、その体育館がどのようにこの後使用するようなことになるのかわかりませんが、そうするとそこでまずは駐車場の問題とか管理権の問題が出てくると思いますが、その辺も十分認識した上で、ちょっと95号に移って申しわけないのですが、同じ土地の問題ですので、そういうふうに考えて決めたというふうな認識でよろしいですか。ちょっと95号に移って申しわけないのだけれども。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鈴木庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君） ご説明いたします。

後山小学校につきましては、体育館につきましては譲渡しませんので、体育館はこのまま佐渡市が所有した状態になっています。それで、この後、市有財産検討委員会もこれまでも検討しているのですが、利用価値についても引き続いて検討したいということにしています。

以上です。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 95号この後です。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第94号についての質疑を終結いたします。

議案第95号 財産の無償譲渡について（旧後山小学校校舎）についての質疑を許します。

猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） 今の鈴木主幹の説明はわかるのですが、そうすると体育館を別の人に譲渡する、別

の使用に譲渡するとかということになると、土地の管理がどうなるのか、どこまで使えるのかと、ここまですきちゃんと区画整理をして土地を貸せるということまでやっているのかどうなのか、そこを確認したいと、そういう意味。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鈴木庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君） ご説明いたします。

後山小学校の校舎部分については譲渡いたします。それで、校舎部分の建物が建っている部分、それから前の前庭というのですか、前庭、そこが駐車場になる部分ですけれども、それにつきましては無償貸し付けでいこうと。それから、後山小学校のプールがございます。そこについては、民地を佐渡市が借りていてプールを開設していたところですが、それにつきましては直接その法人が地主から借りて、そこを駐車場にするというふうに聞いています。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第95号についての質疑を終結いたします。

議案第96号 財産の処分について（堀記念ビル）についての質疑を許します。

笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 96号、堀ビルを売却するというこれ話が出たのですけれども、なぜこういった事態に至ったのかと。また、三井信託に預けていたわけですが、経営的になぜこんなに困難になったのかということ。では、堀さんの意向、意思というものはどこにあるのか、私は非常に残念でたまらないのですけれども、あそこに至っては早稲田地区でぜひあの地域に譲ってほしいという強い要望があったのですけれども、旧金井町に堀さんは利用してもらいたいと言って譲渡されたものである。その経過があるのですけれども、どうしてこういうふうな事態になったのか、管理というものはどういう管理をしていたのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鈴木庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君） ご説明いたします。

堀記念ビルにつきましては、堀さんから旧金井町がいただいたものでございます。現在まで三井住友信託銀行、当時は三井信託銀行というふうに申したそうでございますけれども、平成2年から25年間の契約で信託事業を行っているということでございます。したがって、平成27年の10月12日をもって信託期限が切れるということになりました。その後につきましては、三井住友信託銀行としては新たな信託事業を起こすつもりはないということでございますので、佐渡市に戻ってくるということになっていきます。その後の利用につきまして検討してきたわけですが、現在、来年の10月の佐渡市に移管されることを見込んで、今からその後の利用について準備をしなければならぬということを考えまして、売却する方法と、どこかの不動産会社に全面的に委託して任せるという両方の方法について検討した結果、建物については売却するほうが非常に有利だという結論に至りましたので、今から売却の予約をするというか、予

約契約をするということになりました。

以上でございます。

○議長（根岸勇雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 一概に譲渡するに当たっては全く堀治部さんの意思というのがもう無視されたような気がしてならないのです。あそこを運営にするに当たって幾分かの収益が上がってくると。その収益に対して恩恵を受けるということであるならば非常に意思というものはそこにあるということと言われたわけなのですけれども、その意思を全く踏みにじって移管されるということで、非常に残念なのです。それで、ほかの信託に任せることもできるかということを精査したというのですけれども、ほかの信託に任せるというのを本当に真剣にやったのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鈴木庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君） ご説明いたします。

先ほど私説明が1つ漏れてしまいました。堀さんの意思ということでございますけれども、堀さんの亡くなる前のまとめられた提言という形で残っているわけですが、堀さんの提言によりますと、土地については売却をしないでこのまま、土地が上がっていくわけだから、当時金井町でしたけれども、金井町に役立ててもらいたいという意思が残っています。それで、今回においても土地については売却することはいたしません。土地はあくまでも30年契約ということで考えているわけですが、貸し付けていこうということで考えています。

それから、新たな運営方法について検討したかということでございますけれども、新たな信託事業を起こすということは考えられませんので、それについては考えていません。それで、不動産会社に全面的に委託して管理していただきながら、私たちのほうとしてはその収益の一部をもらうというやり方と、それから今の地上権つきの売却方式ということで比較したところ、これは全くの金額的な予想で比較した数字でしかありませんけれども、20年間の累計値としましては、売却方式ですと12億2,000万ぐらいの金が入ってくるだろうと。それから、一括で不動産会社に委託した場合は9億6,000万ぐらいの金が入ってくると。ただし、委託する場合においては、あくまでも建物の解体費というものが依然として佐渡市に残ってきますので、それが2億から3億ぐらいはかかるだろうというふうに見込んでいたところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 地元なので、1点2点確認をしておきます。

まず、鈴木一郎主幹、堀名誉町民から建物をもらったというのはうそです。あれは旧金井町が建てたのです。三井信託銀行に信託契約をして配当をもらっていたと。当時10年間ぐらい年6,000万だったのです。ですから、合計すると多分10億ぐらいもう入っているのかなと思いますが、伺いたいことは、地上権つきの建物というのは初めて聞いたのですが、今携帯で辞書引っ張ったら、他人の土地において建物などを所有するために、その土地を使用する権利、つまり30年契約と言われましたが、30年間は、誰が使うかわからぬけれども、とにかく不動産業者に使用権を含めて売却するというふうにとった場合、先ほど8億円で売って12億2,000万入るという説明ありましたが、上物は売って、借地料も毎年佐渡市へ入るということなのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鈴木庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君） ご説明いたします。

借地料につきましては、固定資産評価額の５％ということをお私達条件をつけたものですから、そうしますと年額にして2,100万ほど、これが佐渡市に入ってくるということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 近藤和義君。

○23番（近藤和義君） そうすると、借地料が毎年2,100万入ると。先ほど言いましたが、信託配当は当初6,000万だったのですが、今300万。そうすると、8億割り返すと260年分ということになりますが、あなた方が計算して2,100万ずつ借地料もらって、上物を8億で売る、30年たったらまた佐渡市へ戻ってくる、それが一番有利というふうに考えたわけですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鈴木庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君） 佐渡市にとって収入が大きいことということで、それを選択したところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 基本的なことが間違っているのです。これだけの問題、あなたたち大したことではないことには全員協議会開くのだ。これだけの問題をいきなり本会議に出して、本会議質疑やれと、ということなのです。こんなばかなことありますか。堀先生の財産を金井がいただいて、それを合併によって我々が享受しておるわけだけれども、少なくともこの問題というのは事前に議会に、こういう事態になって、こういうふうにしたいと思うが、いかがかという、これはやらないと、あなたたちの都合のいいことは、くだらぬようなことでもかけるのだけれども、こういう重要なことになると頬かむりしてしまう。これは、うっかりというにはちょっとうっかり過ぎる。当然これは総務文教常任委員会にかかっていくわけですので、ここで私が3回質疑やって乾くというような問題ではございません。そこで、私は警鐘を鳴らしておきたいのです。こういう大きな財産の取り扱いについて、こういう事態になったということを事前に議会にかけて、そしてご協議願うと、こういう知恵を出すやつが1人おらなかったのかと。当たり前のことではないかと私は思うのです。そのことについてお答えください。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） 説明いたします。

今ほどの問題でございますが、事前にということがありましたが、議案としてこういうことを上げたいということで上がった中で、審議をした結果、こういう形になったということでございます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 俺の質問に答えておらぬではないか。これは、議会は厳しいことを言うけれども、議会も市民のために行政がいい方向に行ってもらいたいという気持ちがあるから、場合によると厳しいことを言うておるわけです。だから、いやしくもこれだけ、上屋だけ売るのは8億も売れるような財産です。

これは、言ってみれば市民の貴重な財産になるわけです。その財産について、少なくとも政治を預かる議会と執行部がこの問題について事前に話しせぬでもいいと、俺たちが提案するのだから、それ提案したら文句あったら言うてみろみたいな姿勢は、これはよくない。だから、このことについてどうなのだと聞いておるのに、今の総務課長の答弁は何だ、それは。少なくとも俺が答弁することはないだろうと君辞退せねばならないのではないか。俺が聞いておるのは、こういう事態になったことをどう考えるのだと。俺が3回ある質疑の中で乾かせばいいという問題ではないから、基本的な問題として聞いておるのであって、この単品問題で聞いておるのではないのだ。そうしたら、しかるべき答弁する者がおるだろう。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 失礼いたしました。この案件につきましては過去の経緯があり、しかもこういう親切といえますか、地域のことを考えてご提供いただいた、それを運用してまいった、しかも金額については非常に大きなものであるということでもあります。そういう点では、議員全員協議会のほうにかけて皆様方にお知らせをして、いろんな点を私ども調べた結果につきまして皆さんにご報告をするというのが筋でございします。今後気をつけて、また議長とも相談をしながら、そういう対応とらせていただきたいと思います。今回につきましては、申しわけございませんでした。

○議長（根岸勇雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 市長がそう言うたのだから、これ以上はここで追及めいたことは言いません。ただ、1つだけ言うておきたい。少なくとも五十歩百歩譲って私がこれで勘弁してやらあとしても、出してくる資料が足りません。少なくともこの提案についてはもっと詳細な資料がついてしかるべし。その点については担当はどう考えておるのだ。今までの経過はこうでございします、したがって検討した結果はこうでございします、その結果ここに落ちつきましたと、少なくともこの3本ぐらいの報告は資料としてついておらなければならぬ、こう私が指摘をして答弁求める。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鈴木庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君） ご説明いたします。

説明資料も不足していたということで、わかりにくかったということでございしますけれども、委員会までに詳しい資料を用意して提出したいというふうに考えています。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 主幹、もうちょっと詳しく説明してください。

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君） ご説明いたします。

非常に資料が少なくてわかりにくかったことを、ご迷惑かけたことをおわび申し上げます。済みませんでした。

○議長（根岸勇雄君） 大澤祐治郎君。

○9番（大澤祐治郎君） 要らぬことを言いたくなかったのですが、市長さんも、私何度も言っている。あなたの方では答えを決めて、自分たちの考えを決めて、だから議員全員協議会に諮って議員の皆さんいかがですかというやり方ではないという。全部議会にかぶせてしまって、では議会はそれまで何を得る資料が

あったかといったら、何にもない状態。だから、私の言うのは、甲斐市長がこういうことで任されたから、私はこれをこうしたいから、議会の皆さん、ひとつよろしく頼みますと、そういう話であれば別だけれども、我々簡単です。否決、ではこれしませんか。そうすると、再提案してまた執行部は考え直して、考えを出してくるでしょう。そういうことが常々欠けておるのだということを俺前のときに言うても加賀さんよりも声が小さいせいだか知らぬけれども、人のは簡単に扱っておって、加賀さんがああやっでごねるとおまえたちはそうやって理屈をつける。そんなばかな話はあるものか。これだめだよ、こんなのでは本当に。

○議長（根岸勇雄君） 後ほど協議して詳しい資料を提出するようにさせますので、ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第96号についての質疑を終結いたします。

ここで昼食休憩といたします。

午前 11 時 56 分 休憩

午後 1 時 30 分 再開

○議長（根岸勇雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第97号 平成26年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）についての質疑を入ります。

本案の質疑は、まず第2表、継続費補正から第4表、地方債補正までについてを一括して行い、次に歳入歳出別に行いますが、歳出についてはさらに複数の款に分けて行います。

それでは、議案第97号の第2表、継続費補正、第3表、債務負担行為及び第4表、地方債補正に関する質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 幾つかお尋ねをいたします。

1つは、第2表の継続費の補正についてお尋ねをします。両津の北埠頭、相川支所、消防署、相川小学校の体育館、総合体育館ともにプラスになっているわけですが、これはどういうことなのか。今非常に建築関係、資材の高騰、人件費の高騰というようなことも言われているのですが、具体的にはどういうことなのかお尋ねをしたいのが1点です。

2点目は、債務負担行為の佐渡クリーンセンターの長期包括運営管理業務委託料52億2,720万円についてであります。午前中ではありませんが、非常に52億ということで、この間議会にもこの中身については説明があったわけではありますが、52億というもので、ごみ関連のものを10年間特定の業者に委託をするということです。現在ホームページで交渉する相手が決まったということになっているわけですが、考え方としては今後議会から、この後委員会とかでもやるのだらうと思うのですが、いろいろ出された中身を詰めていって、交渉相手と交渉して、うまくいかなかったらこの長期包括の委託料はとりあえず要らないということもなるというふうに私は理解をしているのですが、そういった考え方でよろしいのかどうなのか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良隆弘君） 継続費補正の説明をいたしたいと思います。

今回、両津港埠頭地区開発事業としまして6,018万の補正をお願いしているところでございます。これの内容につきましては、国において技能労務者への適切な賃金水準の確保を図るために、平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価が全職種、単純平均で7.1%引き上げられました。これを受けまして、単価改正及びこれにかかわる特例措置等については、新潟県についても同様に行われますし、佐渡市においても県に倣うことといたしました。根拠法令につきましては、佐渡市建設工事請負約款第26条第6項でありますけれども、その内容につきましては、予期することができない特別の事情により工期内に日本国内において急激なインフレーションまたはデフレーションを生じ、請負金額が著しく不適当となったときは甲または乙は請負金額の変更を請求することができるということが根拠法令でございます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鈴木庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君） ご説明いたします。

相川支所、消防庁舎の建設事業についてでございますけれども、今ほど話が合ったとおり、インフレスライド分として2,600万ほど、それから継続費の補正を行いまして、平成24年度、平成25年度だったのが平成24年度、平成25年度、平成26年度として工期を延ばしたことに伴いまして仮設費等の増額が必要になったということで、1,500万。それから、建設現場の地中の条件といいますか、海岸端だったものですから、いろんな転石、あるいはそこへくいを施工するに要した障害物撤去等に要した費用として3,500万。それから、外構工事において掘削残土をできるだけ生じないようにするというので、既存の土砂を地盤改良にして施工しようということで、それに要する800万。以上で8,500万ほどの増額ということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） ご説明をいたします。

相川小学校の体育館の改築事業でございますが、本年度から予算計上させていただきまして、ことしと来年の継続事業でお願いしました。発注につきましては、先ほどから説明がございまして、いわゆる予算の計上した時期より労務費、資材費等が高騰しておりまして、全体的に予算の不足を来しておるため、発注ができないという状況になっておりますので、4,500万の増額をお願いしたいという内容のものでございます。よろしくお願いします。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋社会教育課長。

○社会教育課長（大橋幸喜君） ご説明いたします。

佐渡市総合体育館につきましても、インフレスライド条項を適用いたしまして、労務単価等の補正をして増になるものです。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

名畑環境対策課長。

○環境対策課長（名畑匡章君）　ご説明いたします。

佐渡クリーンセンター等の長期包括管理運営委託、これにつきましては6月から8月にかけてプロポーザル審査を行いまして、一番評価が高かったグループ、このグループにつきましてホームページで公表しておるところでございます。契約については、10年間の長期にわたりまして佐渡クリーンセンターほか廃棄物施設の安定した運転、こういったものを事業者求めていく関係で、プロポーザル審査の中で技術提案、価格提案を受けて、一番いいグループが選考されたところでございます。

ご質問のあります点についてでございますけれども、現在提案価格を受けて変更する場合について、契約書の中で明記していきたいと思っております。契約金額については、提案のある金額を基本としまして、消費税が上がった場合、これに伴う変更がある場合、不可抗力の場合、こういったものを基本として応募グループと契約に向けて交渉を重ねていきたいと考えております。

○議長（根岸勇雄君）　中川直美君。

○8番（中川直美君）　継続費の関係ですが、全部細かく説明をしていただいております。インフレスライド分ということで、労務単価が7.1%上がったということが主要なことのよう説明だったのですが、私以前公契約条例の中でもちょっと大分やりとりを、何回かやりとりをさせていただいているのですが、この労務単価上がるということはいいいことだと思うのですが、それがしっかりと働いている方に行くかどうかということまでやはりきっちり管理をしていかなければならないというふうに私は思うのです。その辺というのは、これまでの皆さん方の答弁だと、そこまでは管理していないということなのだけれども、結果として労務賃金上げたのだけれども、ちゃんとそこで働いている人のところに行くのか行かないのか、そういったところのチェックはどのようになっていますか。1点です。

もう一つは、クリーンセンターの長期包括であります。不可抗力の場合もあると。10年間という長いスパンです。ご承知のとおり、ごみ政策そのものというのは、ごみを減量化する、出さない、なくするというのが基本になっているわけで、そういった部分についても10年間という長いスパンの中で対応できる内容の中身になっているのか。何言いたいかというと、要はこれから人口減少にもなるし、ごみもなくなるし、ごみも出さない方向に大きくシフトしていくわけです。エコだ、環境だという中で。今の時点で見積もるよりも大きく変わるということは、10年間という長いスパンだから、あり得ると思うのですが、そういったことも不可抗力という先ほどの説明がありましたが、そういった中に含まれているという理解でいいのかお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（根岸勇雄君）　説明を許します。

伊藤契約管理主幹。

○契約管理主幹（伊藤浩二君）　ご説明いたします。

賃金のチェックというお話でございましたけれども、現時点で工事検査等の中でそれぞれの作業員の方々にどのような給料が払われているのかということまでは当課ではチェックしておりません。労働局等の調査等は、国のほうのですね、あろうかと思っておりますけれども、現時点では行っておりません。また、参考として申し上げるのであれば、国において下請契約等の賃金体系までを元請業者に提出させるような動きが出始めてはおるところでございますので、それを注視している状況です。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

名畑環境対策課長。

○環境対策課長（名畑匡章君） ご説明いたします。

ご質問の趣旨は、10年間の間にゴミの量が減った場合、委託料はどう扱うのかということで理解しておりますけれども、10年間の間にゴミの量が減りますと、当然使用する油であるとか、薬品、水、こういったものが少なくなりますので、その点については委託料を減額するというので、この後交渉を進めていく予定です。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 労務賃金の関係ですが、今説明してくれたのは過去にも私も一般質問でやっているから、わかっていますし、そのとおりだと思うのです。だからこそ公契約条例というのが例えば佐渡市と姉妹都市にある国分寺市でもやられているし、考え方としては公の仕事でワーキングプアをつくらないというのがこの公契約条例の一つの大きな柱なわけです。不正支出とは言いませんけれども、労務賃金上がったからといって補正するのだから、本来やっぱりそこに使ってもらべきなのです。それは、今そういった制度がありませんからというのではなくて、こういったインフレで大変なときだからこそ、そのことはしっかり伝えてやらないと私はいけないと思うのですが、その辺どうなっていますかというのが1点。

クリーンセンターの関係ですが、私が言ったのは単純にゴミが減るとかというのではなくて、大きく変わるということが、この10年というスパンの中だから、私はあり得ると思うのです。だから、そのときに本当にどうなのか。例えば逆に言えば、ゴミが大きく減ることになれば、別に長期包括しなくたっていい場合もある、そういったことも含めてこれ検討されたという理解でいいですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

伊藤契約管理主幹。

○契約管理主幹（伊藤浩二君） ご説明いたします。

公契約条例につきましては、従来から何度かご質問等、あるいはご意見等いただいておりますけれども、その中でやはり基本的に労働基準法あるいは最低賃金法等の関係諸法がまず第一義的にはあるべきだと。ただ、その中で調査研究等を怠るなという指示を受けております。なかなか新聞等で記事になって出てくることはありませんけれども、1つ、今回春先に奈良県が非常に大きな動きもありましたし、そういうことも含めて、いつ上のほうから聞かれてもいいように調査研究を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

名畑環境対策課長。

○環境対策課長（名畑匡章君） ご説明いたします。

10年間という長い間の契約ということでご質問いただいておりますけれども、現在委託しております管理運営については単年度契約になっております。これを民間の活力を利用して運営、修理を行っていくというものでございます。当然に技術力というものは日々毎年変わっていくものでございますので、民間活力を使うという観点でこの10年間安定した稼働をさせていきたいと考えております。

○議長（根岸勇雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 市長、よく聞いておいてもらいたいです。このインフレ条項というやつは、インフレ条項というのが出ると政治献金をやっておるあの大手のところはぼおんといくわけだ。だから、これだけ発注者において補正増にしてやれと、こういう話だ。ところが、下請のところは行かぬようになっている、これは。そこで、この対象事業所については元請を集めて、こういうことでこの事業についてはかくかくしかじかの配慮をするのであるから、この事業で使った下請さんにもその恩恵が届くようにしてくれと、このぐらいのことは言うて当たり前だと思うのです。それを何か回りくどいようなこと言うておるけれども、そうではない。恐らく、名前言うて悪いけれども、この岩崎君だって下請なのだ。こういうところ行きはしないと思うのだよ。申しわけないけれども。だから、こういう元請栄えて下請しぼむというようなことはあってならぬ。やっぱり行政が政府の命令でそういうことができるのであれば、それは下請さんにもその恩恵が垂れるということは、地方の政治家が、わかやすく言えば市長だ。市長が俺がこれだけの銭をおまえに特別にやるのだから、今回のことで、だからこの事業で使った下請にはそれ相当の配慮をしてやってくれよということは別に言うてならぬとは言っていないのだ。それをやるのは地方の知恵なの。これはやっぱりやってほしいと、こういうこと。

それから、もう一つ、せっかく佐渡クリーンセンターの長期包括運営のことで質問が出ておるので、私は1つだけ聞いておきたい。それは、プロポーザルというこの契約に参加したときの上と下との差はどのぐらいあるのだ。今10年先のことを全部詳細につかむと、シミュレーションするということも、それはやってやれぬことはないけれども、確実に正確な数字が出るかということ、そうはいかぬわけ。人口減少によるごみの減量、だからそれがどうなるかということもすぐにはわからない。

〔「資料がある」と呼ぶ者あり〕

○22番（加賀博昭君） だから、その資料があったとしても、今皆さんがプロポーザルという契約をするには対象がおるわけだから、つまり相手が出てこなければ判断のしようがないわけだ。つまりあなたはどれだけで10年間契約してくれるの、あなたはどのようなのということを問うて初めて数字が出てくるわけだ。そこで私が聞いておる。今の今回あなたたちがこれで契約したいと思うということで議会で提起しておるのと、対象としてこれよりも高かったのがおるわけだ。それとの差はどうなっておるのだと私は聞いている。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

名畑環境対策課長。

○環境対策課長（名畑匡章君） ご説明いたします。

プロポーザルの応募には2つのグループがございまして、それぞれの価格の差、これにつきまして、上と下の差、6億6,000万円の差がございました。

○議長（根岸勇雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） みんなその資料にあるということ、そんなものわかっている。約7億違うというのわかっているのだが、そこでこの約7億の差で一番大きいところ、大所、つまり10年間の運転だ、運転という非常に現実の問題としてお金のかかる部分、ここがどのような差が出たのか。このところ大事なのだ。それをぜひ説明願いたい。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

名畑環境対策課長。

○環境対策課長（名畑匡章君） ご説明いたします。

提案価格につきましては、先ほど申したとおりの差がございます。プロポーザルの審査の中では、価格だけではなくて、運転に係る技術提案、運営の提案、これが非常に重要なところでございまして、優先交渉権者と決めましたグループにつきましては、運転に関する事項、修繕に関する提案、これが一番すぐれておりました。

○議長（根岸勇雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） これで3回ですから。前段の部分の答弁がないのです。なぜかという、下請様にも恩恵を垂れてやれという恩恵……待ってください。もう一つだけ質問しますから、その後でやって。そのまず答弁が要ということが1つ。

それから、今のの、これ私がこれから大事なことを言いますので、しっかりやってください。このプロポーザルというのは、一発入札と違ってそれぞれの項目別というか、項目別ということについて、あらかじめ契約ができるというところに一つの特徴があるのだ。この品物の。今課長が答弁したそのところが一番大きい金額になるわけだ。だから、このことについては、疑問な点があるならば、やっぱりきちっと相手のもくろみも聞いて、それからこちらの言うべきものは言うて、そして契約をきちっとすると、ここのところは大事だと思うのですが、専門家の君たちがやっておるのだから、俺が言うまでもなくそういうことには遺漏ないと思うが、最後にもう一言お聞きしたい。

以上。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 加賀議員のご忠告でこういうふうにやれということだったと思ったものですから、お答えしなかったのですけれども、佐渡の場合は基本的に恩恵を受けるような大企業というのはないので。したがって、下請の企業というのは非常に多いわけでありまして。佐渡の活性化のためには当然下請のところまでそれが回っていかねばならないわけでありまして。したがって、加賀議員のおっしゃる通り、これから私自身がそれを話をして、末端という言葉は悪いですが、下請のところまで恩恵を受けるようなちゃんと対応しなさいということについては、申し入れはいたします。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

名畑環境対策課長。

○環境対策課長（名畑匡章君） ご説明いたします。

今回の長期委託の基本的な考えにつきましては、プロポーザルに応募した1社だけがこの事業を受けるのではなくて、関係する企業が下請に入ったり、直接事業受けたり、複数の企業グループをつくってこの事業を行うものであります。先ほど議員からもご提案ありました地域貢献と申しますか、地域にお金が回るような、そういう提案について、この後交渉を進めさせていただきたいと思っております。

○議長（根岸勇雄君） 近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 一般質問で通告をしてあるのですが、提案書の提出を資料要求したのですが、出て

こない。守秘義務があるということなので、一般質問では質問することがないのですが、今配付されている資料、予定価格が55億何ぼになっていますが、AグループとBグループ、Aグループは0.2%減です、予定価格に対して。もう一方は13%減。余りにも違い過ぎると私は感じました。市長から聞いたのか、市長が議員全員協議会でお話をしたのか、ちょっと記憶がないのですが、13%下げてプロポーザルの入札をして、どんなに赤字を生もうが、48億4,000万でやりますとAかBのほうのグループが言っているという話を聞いたような気がします。ところが、繰り返しますが、提案書が出ていないので、わかりませんけれども、先ほどの答弁で不可抗力の場合は金額の変更があり得るみたいな答弁でしたが、もう一度、不可抗力というのは具体的にどのようなものを指すのか伺いたいと思います。余りにも金額が違い過ぎる。0.2%減で入札した人と13%減で入札した人、恐らくですよ、0.2%で入札をした人は13%減の48億4,000万なんかでは絶対できないと言っているふうに仄聞していますが、不可抗力の中でとってしまえばこっちのものだということで、どんどん上げていく可能性はあります。そこで、不可抗力とは具体的にどういう案件を指すのか伺いたい。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

名畑環境対策課長。

○環境対策課長（名畑匡章君） ご説明いたします。

不可抗力として現在考えている内容についてですけれども、基本的には暴風雨、豪雨、洪水等の自然災害、もう一点は人為的なものでありますけれども、通常予見できないようなことで起こったもの、そういったものを想定しております。

○議長（根岸勇雄君） 近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 繰り返しますが、提案書見ないのでわかりませんが、タイルの張りかえとか大規模改修が絶対に入らない金額だそうです、13%減というのは。したがって、先ほど来質問が出ている、例えば人口減になったときにごみの量が減るということは、減らそうですから、いいのですが、平成29年度に世界遺産の認定をもらいます。観光客が100万人以上絶対来ます。そうしたとき、ごみの量が観光シーズン中2倍ぐらいになる可能性を含んでいます。それでも、その場合は人為的なものでも風水害でもないもので、例えばですよ、これはプロポーザルの金額を上げないということで理解していいのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

名畑環境対策課長。

○環境対策課長（名畑匡章君） ご説明いたします。

委託料の支払いについては、先ほど申しましたように、電気、水、油、薬品等、かかったものにつきましては、提案のあります単価でごみの量を掛けたもの、これをお支払いするという契約を考えております。少なくなった場合は減額しますし、ふえた場合につきましては、その変動価格分については増額になると思います。ただし、これも10年間の総額の中で考えると申しますか、10年間の中での増減になりますので、これが必ずしも契約金額の増額にすぐ結びつくかどうかというのはちょっと答えかねるところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 一般質問はやらない、さわらないと思うのですが、つまり市長に聞きたいけれども、

これほど下げてとって、言いにくいのですが、談合で最高裁まで行った業者ですが、とったら勝ち、あとはどんなへ理屈をつけようが、増額はできるのだというふうな形で物すごく金額を下げて、とるだけとてしまえばそれでいいというふうな考えだとすると、プロポーザル入札の意味がない。そこで、市長はこれから優先のこの会社と契約を結んでいきますが、とにかく48億4,000万、天災以外は、赤字になろうが、人件費が足りなくて、それとフル稼働してタイルの張りかえが必要になろうが、向こうが赤字で自腹を切ってもこの金額でやるというのだけは業者と確認が必要だと思いますが、市長、どうですか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 釈迦に説法でありますけれども、プロポーザルというのは、今回2社があったわけでありまして、プロポーザルの結果、第1交渉権者としてここが適当であるというものを出すのがプロポーザルであります。それをどこと契約するかというのは市長の責任である。私の責任。したがって、一応参考としてそれはお伺いをしたわけでありまして、その後、A社といいますか、交渉をするという幹部を私のところに呼びまして、いろんな話をさせていただきました。大きな点では2点であります。1点目は、私はそういうふうには思っていないけれども、あるいろんな人から聞くと、とるときに安くとって、あとは勝手に勝手に上げろというような声があるのだけれども、あなたそんなことするのならばだめだよという話をいたしました。これが1点。2点目は、10年間の契約なのです。だから、やろうと思えば、10年どうにかもつだけのことをやっていけば、11年目から壊れてもいいという話になる。これも困る。だから、そういう点でどうなのだとすることをたどしました。そうしましたら、何らか向こうもむっとした顔をしておりましてけれども、私どもの会社というのは佐渡のことだけをやっているのではありませんと、ほかのところでもいっぱいやっています、それだけの技術力を持っています、そのことがどうして信用できないのかということと言われました。信用できないといっても、私は素人でありますから、このことを質問するということでやりました。いわゆる信頼関係でありますし、これから契約を結ぶ際にもそのことは十分留意をして契約書を作成をしてまいりたいと、こういうふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 大澤祐治郎君。

○9番（大澤祐治郎君） 同じところでちょっとまだ乾き切れぬものですから、聞かせていただきたい。

これは加賀さんが自慢して、どこ行っても自慢しておれるだけの返還金が生まれた、いわゆる談合疑惑の会社が、私だったら、普通の常識と観念持っておったら、プロポーザルであろうと、何であろうと、そこへ入ってくる中に、言うなら国を騒がし、大問題になった談合業者なんて選定の中にまず入れません。それを市長はあえてやったということは、一体何が予測、何がいいことがあってそういうことになったのか教えていただきたい。私らが昔、今のクリーンセンターをやったときに、大手5社が入って入札競争やりました。その後、いわゆる談合疑惑が問題になって、最高裁まで行つての結論を生むような事件が起きたものですから、その人たちが5社あるのに、ほかの人たちが割り込むことはなかなか難しいと。だから、プロポーザルやったやらぬにかかわらず金額で入札をやるとそのときはやりました。あのとき加賀さんが委員長だったかな、そんなようなことで今の川崎重工業がとったわけなのですが、私は疑わしいものはいつまでも疑わしいというわけではないのですが、熱いのがとれたらすぐ入れろと。どう一般常識の中で考えても、そんな大きな事業、しかも長きにわたってやるようなそういう事業にそういったものを入札に入

れたというその神経が私は実は疑わしい。だから、どういうことで、そんなこと市長は知らなかったのかどうか、そこら辺のことからさわって教えていただきたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私自身もその会社が過去こういうことがあったということは十分にも承知をいたしております。今回のその中にそういうその会社が入るということも、私が選んだわけではありませんが、そこに入っているということも知らされました。そのとき一番懸念したのが、やっぱりそういう談合疑惑があって裁判までやって、これをやった会社というものはいかなものかということは大変私自身も悩みました。ただ、佐渡市との間におきまして、この談合という事実はあったけれども、和解が成立をして、そして改めて挑戦をするということがあるということが1つ。もう一つは、今のクリーンセンターそのものというのはその会社が基本的にやってくれているわけでありますので、そういう意味での今後の継続性という観点からもそれは判断をしたわけですが、ただ冒頭申し上げましたように私自身もそれは悩みました。悩みましたけれども、そこで和解が成立をして一定の区切りがついたということで、私自身はその判断というか、入れるということに対してゴーサインを出したということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 大澤祐治郎君。

○9番（大澤祐治郎君） これでおきますが、市長が今そういった気持ちを開陳していただきましたので、その部分については何とも審議しませんが、川崎重工業は、今言ったように私らのときには、あのクリーンセンターのロフトから何からそもそもがこれ名誉にかかわることにもなるので、定かではない中に出てきたIT業者からの嫌な話ですが、中古品だと、だからもっと徹底して洗えと言ったけれども、我々では洗うすべもありませんから、そういったことで泣き寝入りしかのんだわけですけども、正直のところ裁判までいって、そして交渉して、加賀さんは佐渡市のために相当なお土産を背負って帰ってきたと、自他ともにどこ行っても自慢しておるわけですけども、こういうことのあったということを市長は自覚しておったというのですから、理事者千人力ですから、これ以上のことは言いませんが、ぜひ気をつけていただきたい、それだけです。

○議長（根岸勇雄君） 猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） 7ページの債務負担行為の中で、周遊滞在型観光誘客促進事業3,550万の債務負担行為がありますが、これは1つは周遊滞在型というものは具体的にはどういうことかということが1点と、これは要するに営業費というふうに思うのですが、その辺の具体的なことを説明願いたい。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 説明いたします。

周遊滞在型観光誘客促進事業につきましてのこの周遊滞在型旅行というものの意味ということでございますが、来春、3月14日には北陸新幹線、金沢までの延伸ということになりました。それから、高速カーフェリー、まだ日が決まりませんが、来春には通るということでございまして、そうすると北陸新幹線と上越新幹線を挟みまして佐渡が真ん中に位置するということになります。誘客においては、このかなめとなる佐渡を売り込む必要があるということで、周遊型という意味合いでございます。滞在型という

部分につきましては、やはりこの長い広域的な観光をしていただくには、佐渡に1泊ではなくてぜひ2泊してもらいたいという意味でございます。

それから、全体、この事業3,550万につきましては、今年度から準備をいたしまして、主に情報発信をするという内容でございまして、もう一つ、情報発信の中身をつくるためにイベントとかというものもございしますが、そういったものをあわせて情報発信をしていくというのが主な内容でございます。

以上でございます。

○議長（根岸勇雄君） 猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） 一般質問でやりますが、北陸新幹線、北陸新幹線と言うけれども、知事がただこねたものだから、結局新潟にはとまらない、上越も観光には期待をしていないというところでそういう事業を組むということは、費用対効果で既に結果が見えておるのではないかと思います。今質疑ですから、そこまで言いませんが、一般質問で聞きますから、十分それにたえる答弁をしてください。

終わります。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第97号の第2表から第4表までの質疑を終結いたします。

次に、議案第97号の歳入に関する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第97号の歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、議案第97号の歳出に関する質疑に入ります。

1款議会費及び2款総務費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

1款議会費及び2款総務費についての質疑を終結いたします。

次に、3款民生費についての質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 27ページ、老人福祉費の関係です。認知症対策の総合推進事業が、額としてはわずかなのですが、300万円近くが減になっているわけです。将来ビジョンでも認知症カフェを中心に頑張るという中で、なぜこれ減らされるのかお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） ご説明いたします。

認知症対策総合事業につきましては、国の関連事業ということでございまして、実施をしておったわけでございますけれども、この補助関係の要綱制度が変わりまして、介護保険のほうで取り組むということで、その分を介護保険特別会計のほうに移管をするということでお願いをするものでございます。

以上でございます。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

3 款民生費についての質疑を終結いたします。

次に、4 款衛生費及び5 款労働費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

4 款衛生費及び5 款労働費についての質疑を終結いたします。

次に、6 款農林水産業費及び7 款商工費についての質疑を許します。

金光英晴君。

○17番（金光英晴君） 39ページの小規模補助治山事業についてお尋ねします。

この部分については私所管ですが、工事等につきましては委員会でお聞きできるのですが、ちょっと入札、契約というのですか、関係についてお尋ねしておきたいのです。私の勘違いかもしれませんが、本来ならば入札前と入札後では仮設の部分、今回本体工事に匹敵するぐらいの仮設工事が増工になったというふうに聞いておりますけれども、本来あり得ないことなのです。入札前と入札後では条件変わっていないのです。どうしてこれが今までにないような形で増額の対象になったのかどうか、そういったものの要綱なり規則なりがあるのであれば、どこの部分を使ってこういう対応したのか教えていただきたい。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

山本農林水産課長。

○農林水産課長（山本雅明君） ご説明いたします。

まずもって今回の件につきましては、市民の皆様始め、大変公務員としてのあるまじき行為ということでご迷惑をおかけいたしております。この場をおかりしまして、おわびをいたします。大変申しわけありませんでした。

増額になりました経緯についてですが、当初のり面業者からの見積もりによりまして担当者が設計し、入札を行っております。入札の結果、1,050万円という価格で落札をされ、請負業者が決定をいたしております。その後、現地に請負業者、それから県単の事業でありますので、県の担当者、市の担当者、地域の皆様と集まって現場を確認し、工事の打ち合わせを進めたところですが、その中で人肩といいますか、人の手によります運搬が現地が非常に困難だということで、索道を設置して資材を運搬する、運ぶ、現地まで持ってくるということを業者のほうから提案をされております。それにつきまして、担当者のほうが担当課長補佐と相談をしまして、その増工分について課長の許可なく、予算も確保することなく業者に工事を進めるというところの指示を出したところでございます。以上のような結果、工事が完成した後に増額分の支払いの対応が出てきて、補正予算等の対応もできておらず、こういうような架空の契約ということに至ってしまったという内容でございます。

○議長（根岸勇雄君） 金光英晴君。

○17番（金光英晴君） 経過は今ので大体わかったのですが、通常ですと入札前に設計書ができていて、そ

れに基づいて業者のほうで積算して札入れして決まるわけですね。それで、今回の場合はほぼ最初から、入札後業者と現地行って確認したら索道が要るというようなことを説明ありましたが、これ入札したのでしょう。そうすれば、業者は本当にとろうと思ったら、きちっと自分で幾らで仕事ができるか積算した上で入札したと思うのです。そういうのであれば最初から業者はほぼ2,000万ぐらいの積算したはずなのに、どうして1,050万で札入れしたのかなと。条件変わっていないではないですか。このところ、今までのルールだと、この1,050万でやってくださいよというのが今までのルールでしょう。条件変わっていないわけですから。あるいは、質問書が出ていて、入札前にその条件については入札後に見ますという回答書みたいなものを市が出していれば今言う説明で理解できるのですけれども、入札前にその行為が行われていたのかどうか、これをその入札の契約の管理主幹のほうから聞きたいのです。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

伊藤契約管理主幹。

○契約管理主幹（伊藤浩二君） ご説明申し上げます。

ただいまご質問の入札にかけまして入札公告という形で出しております図面及び設計書という形になります。現在、私ども佐渡市では現場説明会等は行っておりません。これは、ほかの自治体も多かろうと思います。そして、今ご指摘のように実際にその工事を受注する、落札をしようとする会社さん、意欲のある会社さんですと、その現場等をあらかじめ見て、その内容等を見るということも一般的にはあろうかと思いますが、私どもの一般競争入札の制度の中でそれを義務づけていません。コンピューター上での設計書をもとに計算してくださいという形にしかになっておりません。その中で、その計算書の中で質疑応答という期間も設けてございますが、今回その中で質疑等は出てきておりません。ですので、私ども市が出した設計書をそのまま計算した形で先ほどの金額が出ております。なお、一般論的に変更契約、条件が違うというのは工事請負約款の中で申し出て変えることができますが、今回の場合は、先ほど山本課長が申し上げたとおり、通常の場合とは違うので、ここでの説明は要らないかと思います。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 金光英晴君。

○17番（金光英晴君） 今ほどルールが、今までのルールについては私の認識と同じだということはわかりました。そうすると、どうして今回だけそういった特例な部分があったのかというのが疑問に残ると思います。聞くところによりますと職員の処分も決まったということなのですが、この辺がそうすると調査も全部終わったというふうに私は理解しておるのだけれども、この辺がどうも執行部のほうから説明もなければ、今の農林水産課長の説明の中にもこの話が出てこない。何か全部が把握できていない中での職員の処分が決まったのかなという気もしますが、この部分は、契約管理主幹の分野につきましては私の委員会でないで、総務文教常任委員会できちっと審査していただくよう皆さんにお願いしておきます。よろしくお願いします。

○議長（根岸勇雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） この問題は重要な問題でございますので、この質疑の中で聞いておかなければならないことに限ってお聞きをしたいと思う。私も監査委員をやった人間でございますので、その点で1点お聞きしておきますが、監査委員はかねてから随意契約ということで物事を処理していくということはよろし

くない、したがってなるだけそういうことは避けるようにという指摘が私はしてあったと思うのです。そのことを特に入札執行される担当課は承知をしておったかどうかということが1点。

それから、これは会計課長にお聞きしたい。会計課長というのは、支出伝票というものを見て、支出伝票には必ず裏説明というのがついておる。それを見るとこれがどういうものかということがわかるようになっているのです。それを今回は一言も指摘もなかったように承知しておる。本当にそういうことがわからなかったのかどうかということで、これは具体的に聞かないとわからぬから、具体的に聞きます。私の持っている資料によりますと、まず随意契約というのは余りよくないのですが、そこで平成25年11月5日に随意契約による金の支払いがなされて、さらに同じ日にまたそういう金額が支払われておるといふうにずっと出てくるわけです。これについて、おかしいなということが気がつかなかったのかどうかということが1点。

もう一点は、本来ここへ出てこれないはずの下請さんのところへ直接お金が支払われるようになっておるが、これはどうなのだろうと、しかもそのところへ連続に支出依頼が出てきて、あなたのほうで処理しておると。これはおかしいなと、そうあなたはおかしいなということに気づかなかったのか。おかしいなということが処理されていることに気づかなかったのかということが2点目。

それから、もう一つは、この事業は元請、下請があるのに、何で下請さんに直接市が支払いをしておるのだろうかというような疑問が生じなかったのかというのが2点目。

それで、これは市長に一応聞いておいてほしいのですが、監査委員が指摘してわかったというようなことは、これは厳に恥ずかしいと思わねばなのです、執行機関としては。そうではなくて今私が何で会計課に言うておるかということ、会計課は支出伝票というのを見ておるわけですから、至っておかしいという場合は、支出を要請してくる課に対して、これはちょっとどうなのだろうという問いかけをしてもいいし、事によったら副市長等呼んで、俺はこういうふうに見ておるのだが、これはどうでしょうかということだって話しして罰の当たる話ではない。そういうふうなことがもしできておったとすれば、全国的に情報流されて恥かくことは俺はなかったの、別に悪いことを隠して上手にやれということを幫助しておるわけではございませんが、チェック機能としてあるのではないかということを知っている。それで、これで質疑は終わりますが、まずきょうは監査委員にも、それから課長もおいでいただいておりますから、前段の監査委員はかねてからそういう指摘をしておるはずだということについての質疑と、それからもう一つは支出伝票の中でチェックができたはずだと、それについて対応しなかったというのはどういうことなのかと、この2つについてお尋ねする。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

菊地監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（菊地 誠君） ご説明いたします。

随意契約で工事を発注すること自体は、財務規則で定めがありますので、それ自体は問題ないと思っておりますが、随意契約で工事を発注したために工事を分割して随意契約で工事を発注するという行為は、本来の随意契約の目的からは反しているものと監査委員考えておりますものですから、毎月行っております例月出納検査において、そういうものが疑われる支出伝票等を監査のほうで確認した場合については、その都度担当課に説明を求めているということでございます。

以上です。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 清水代表監査委員。

○代表監査委員（清水一次君） お答え申し上げます。

今局長が申し上げたとおりでございまして、我々例月検査で、加賀議員がおっしゃいましたように、支出についての裏づけ調査、これもやっております。その中で疑わしいものも出てくるわけでございますが、その都度その内容等について確認させていただいております。今までは、疑わしいというのはございましたけれども、聞いた結果は別に問題なかったわけでございます。今回はちょっと特別でございました。

以上でございしますが、ひとつよろしく願います。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

原田会計管理者。

○会計管理者（原田道夫君） ご説明いたします。

今回なぜ会計課において支払いがとめられなかったのかという、そういうご質問でございますけれども、私たち会計課では市長部局からの支出命令書というものを受け取っております。その命令書には、先ほど言われましたように、その命令の根拠になる書類、添付書類になりますけれども、それがついております。今回の事例につきまして申し上げますと、支出命令書にはきちんとした最終決裁者の印が押されておりますし、それに付随しまして業者からの請求書が添付されております。その裏には、業者と佐渡市において結んだ指示書、工事の指示書でございまして。そこに担当課と業者の間に確認し合った印鑑、それからその下に検査をしっかりとやりましたという担当課の検査員の印、それが全てそろっておりました。その形の中で私たちは会計の支出のために必要な書類としては適正なものがそろっているという判断をさせていただきました。ただ、先ほど工事の分割の話がありましたけれども、今回の私たちが把握できたものは、2件の工事に分けて支払いがありましたけれども、その工事をまた分割した形で出しているなどということまでは会計課でもつかんではおりましたが、それが全く架空だったという観点から審査をしたものではありませんで、財務規則的にその書類の内容を見させていただいた結果、支払いをしてしまったということになりました。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） そのところがおかしいのです。俺もそう気がついておったけれどもというところに大事なところがあるので、気がついておったら言うたらいいのではないかと。それが少なくとも課長職たる者の責任です。いいですか。

では、もうちょっと具体的に流れで聞いてみます。しかも、この工事は林道大佐渡北線災害復旧工事という小間切れにできるような工事ではない。しかも、1社、同じ会社に対してずっと小間切れのものが出てくるという。これは異常だぞと、性格上、例えばA社にやった、B社にやったというのならいいけれども、同じ会社が何でこんな同じ災害復旧なんていう工事に出てくるのやというのは、これは異常だよということを気がついて、そして早目にやれば、今日、過去の請負金額のさらに予算化というふうなばかなことはせずに済んだのではないかと。だから、悪いことは悪いことで早くに見つけて、そして傷が大きくな

らぬうちに抑えると、これが大事なので、それができたにもかかわらず見落としたというのはどういうのでしょうかということで問いかけておると。あなたわかったと言うておるのだから、これ以上追及はしないが、少なくとも会計課が支出伝票見るときにこのぐらいのことがわからぬで会計課の課長が務まるか、こういうぐらいの認識に立ってもらわなければならない。

次に、悪いことやった事実関係、これはわかりやすく言うと架空の契約書を結んだわけなのですが、その架空の契約書を結ぶには相手業者の契約印が要る。一体これはどういうふうにしてやったのだかということについて、きちっと調査しましたか。したかではなくて、それせねば話にならぬわけ。どういうこと言うておるかということ、名前は言いませんが、この請負工事に入札に入った人は、この佐渡島でもそう半端な業者ではないです。場合によると社の名誉にかけてこの印判押せませんよと言わなければならないぐらいの大きな会社です。これが1つならず16個も押してやるというには、これは恐らくここの社長が言われたって、そうは簡単にいかぬよというぐらいのことを言う会社です、これは。これをどうしてできたのだろうとって私不思議に思っておるのですが、質疑の差し支えない範囲内でご説明願いたい。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

金子副市長。

○副市長（金子 優君） 説明いたします。差し支えない程度ということでございますので、差し支えない程度でお願いします。

契約書、随意契約書、指示書をつくりました。これでお願しますということで会社へお願いに行っております。会社のほうでは、即答はできないので、上司と相談をしますということで相談をされて、印鑑押していただいて、押したものが返ってきております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 差し支えない範囲内と言えと言うたら、その気になって言うておるから、正直だから、褒めてはやらぬけれども、まあまあだろうと。そこで、それは16枚一遍に持って行って押してもらったものなのか、毎日ぼつぼつ、これ日付が少しずつずれておるので、そうするとその都度行ってやったものなのか、この1点だけを聞かせていただきたい。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

金子副市長。

○副市長（金子 優君） 調査をしました。日付は違いますけれども、一括でお願いをしております。

○議長（根岸勇雄君） 猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） これちょっと議事進行みたいなことですが、まず第1に、このことは25年度ですから、決算審査特別委員会にも係ります。そして、実質的な常任委員会は産業建設か、係ります。そして、契約行為は総務文教常任委員会に係るので、これをどういう形で精査するか、それぞれが執行部を呼ぶというおかしいことになるので、議長において各派代表者会議等でどういう審査の仕方を今後やるか検討願います。それをまず1点。

そこでお聞きますが、この1,857万4,000円が39ページの補正予算にのっております。今の質疑を聞きますと、1,050万で落とした建設会社に瑕疵がないかということ、私は瑕疵があるのではないかと思いますので

すが、そこで国土交通省から来た池町総合政策監に聞きますが、例えば港湾の工事で何十億で落としたと。そうした場合、いろんな設計書から何からありますが、例えば増工する場合の要件、私が素人で考えると、例えばコンサルがやった土質が実質的に違って岩盤がどうのこうの、発破が要るとかというような幾つかの要件の中で増工が認められるのであって、その以外のことで国土交通省は契約したものの増工を認めるかどうか、一般論ですけれども、考え方を教えていただきたい。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

池町総合政策監。

○総合政策監（池町 円君） ご説明いたします。

契約変更の条件でございますけれども、港湾工事におきましても現地に入って契約変更する場合というのは非常に多くございます。その場合は、現地をきちっと事務所で確認をして、業者と話をして、一定の変更素案というものをまとめます。それを各局の幹部クラスに決裁をかける前に、これは必ず会議を四半期ごとに行います。その実施会議でその変更内容の妥当性というのをきちっと検証した上で決裁を回して変更を進めていくというふうな制度になっております。ですので、きちっと現地を確認をするということと、幹部の確認を行うという二重のチェックが仕組みとして組み込まれていて、それを行っているということになります。

○議長（根岸勇雄君） 猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） ありがとうございます。そうすると、今回の事件について、事前の問題として、先ほど同僚議員が質疑しましたように、設計をしたと。そして、それに対して電子入札の形でやったと。しかし、それを落とそうとする業者だとすれば、現地へ行ってできるかどうか判断しなければ、ただ電子入札で見たものでこれでやりますよと、後からどうにでもなるというふうな感じの今後佐渡市の入札だったら、これは大変なことになるなと。落とした会社の責任というものをやっぱり明確にしなければいかぬ。これを後から、たまたまそうして見ていたのだけれども、行ってみたら違ったから、ふやしてくれでは、これは佐渡市の行政としてやっていけないのではないかと思うのだけれども、その辺さっき伊藤主幹は入札で質問がなかったですよと、このように説明をしておったのですが、質問がなくても落とした業者の責任というものは、今池町総合政策監からあったような要件がない、条件というのか私わかりませんが、ない場合は、これは役所が見積もりやったまんまやってもらわなければ困るのではないですか。しかも、県の、これ県単事業ですから、県の役人も立ち会ったということですから、県もそのあなた方がつくった設計書を承認をして、これでいきなさいよと、うちは金出しますよと言うたわけですから、そうすればそれを粛々として進めてもらう、その責任は会社にもあるし、あなた方にもある、そういうふうに私は理解するのですが、その辺はどなたが答弁するのかわからぬけれども、どのように市民は考えればいいのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

伊藤契約管理主幹。

○契約管理主幹（伊藤浩二君） ご説明いたします。

ただいまおっしゃられました意見についてですけれども、私個人的にはなるほどと思う部分ございますが、今現時点で入札におけるシステムとしまして公告における設計書、これが間違っていれば、これもう

まずそこの第一歩の前提が崩れているわけですので、公告に出す設計書、私ども市のほう、それぞれの担当課から出ますが、まずここをしっかりと出すというのが第一義だと考えております。その後からいろんな形の中で責任を問うところとかがいろいろと出てこようかとは思いますが、まず第一義的に設計書が正しくなければならぬと考えております。

○議長（根岸勇雄君） 猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） 重大な説明ですよ。設計書が間違っておったということを、このことは一切明らかにされていない。設計が間違っていたのを入札にかけて、そして仕事をやって、そしてこう、これは今までの説明と相当違ってきて、市自身が設計が間違っていたと。その間違ったとした設計を県もそのまま、簡単に言うと、言葉は悪いですが、めくら判押したと。これは、こういうことが行政全体で起きたら重大な問題ですよ。設計が間違っておったのをみんなめくら判でやったということだから、これ以上質疑で聞く話ではないですけども、これは後日どういう形で先ほど議長に申し上げたように審査するかわかりませんが、そもそも根底から崩れている話ですよ。これ以上聞いてもしようがないので、これでやめます。

○議長（根岸勇雄君） 浜田君。

○11番（浜田正敏君） 所管でやりたいと思っておりますけれども、前回の説明のときに設計書の表紙だけでも欲しいとお願いをしてあるのですけれども、何でかという、当初人力で施工できるという設計書だったという説明であったわけです。それを落札者がこれではできないと、索道が必要だと、そこのところの説明があったわけですが、それだけではないだろうと。だから、設計書のかみだけでも欲しいと言ったのは、当初の設計だって、まんざら人力でできないものを人力でできるといったのではないと思うのです。そこには資材の変更もあったのではないのかなと私は思っておりますけれども、その辺はどうなっていますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

山本農林水産課長。

○農林水産課長（山本雅明君） ご説明いたします。

当初の見積もりの中、設計の中では人肩200メートルでございました。これは人肩で運べる最大値ということでその数字を載せていたというふうに説明を聞いておりますし、それから最終的にネットの材質と発注後の納期がかかるというところで早く納められるネットにかえて、なおかつその面積も当初640平米近い面積でしたが、800近い面積に変わっております。

○議長（根岸勇雄君） 浜田正敏君。

○11番（浜田正敏君） あとは所管でやりますけれども、もう一言だけ。

当初の網は人力で、運搬だけではなくて、そこで人力で施工できる網だったのではないのかな、それを納期の関係で変更したと。だけれども、結果は年度末までかかってやっているのではないのですか。そのところを答弁できたらしてもいいし、しなくてもいいし、所管でちょっとしっかりとやりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 今ほどのいろいろな説明を聞いてみると、根本的な原因というのはやっぱり議会に

きちんと説明されていないのではないかなと、その状態でこの補正予算を出されても困るなというのがまず率直な印象なのです。私の一番疑問に思っているのは、請負業者が200メートルと言われている、人肩で運ぶ200メートルと言われているその200メートルはどこからはかった200メートルですかと聞いていることです。私はそれを見て、これのり面業者が最初に設計をしたと、見積もり出したという最初のご説明でしたけれども、のり面業者が現場を間違えて設計したのではないかなということが疑われます。というのは、この請負業者が落札してから数日後に設計されている図と現場が一致しないということをことごとく言っていますよね。その結果、今ご説明があったように、実際にネットを張らなければいけない面積は約30%増しになったわけです。642ではなくて八百幾つになったわけです。それは恐らく現地が一致しないと、設計されたところと賽の河原の岩の場所が違ったのではないかなということが疑われるのですが、この辺は実際どうなったのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

山本農林水産課長。

○農林水産課長（山本雅明君） ご説明いたします。

当初の人肩200メートルについては、そののり面業者に見積もりをお願いしたわけですが、前からそういったのり面の関係では非常に農林水産課のほうで懇意にしていたところだということで、それは現地に行って現場を見て見積もりを出していただいたというふうに我々は認識をしております。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 今のご説明では納得できないです。人肩で200メートルしか運ばないで、ではその先どうするつもりだったのか、それは当初の設計に何も書いていないわけですよね。それで、請負業者は200メートル、人肩で運ぶって一体何を積算したのですかということも市のほうに質問されていますよね。請け負った側の業者はこの設計図を見て非常に困ったと思うのです。一体何をこれ実際に自分たちにどの何の仕事やれと。私は書類いろいろ見せていただいて、請負業者のほうは実は設計と余りにも違うので、困ったのではないかなと思うのですが、それはのり面の業者が知らないですけども、積算したはずだと。だけれども、一緒にここですよと言って、この岩のことですと、そのようにして市の担当の方は一緒に確認したのですか、現地を。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

山本農林水産課長。

○農林水産課長（山本雅明君） ご説明いたします。

その確認については、しておりません。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） そこが一番肝心なところで、究明しなければいけないところではないかと思います。一番最も、もし本当にそうだとしたら、こういうことにメスを入れずに補正予算まで上げてしまうということは、議会としては許されないと思います。これ以上は、あとは所管のほうにお願いしたいと思いますが、私はこの形で今原因究明ができているとはとても思えないということをお伝えしたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 大澤祐治郎君。

○9番（大澤祐治郎君） これ、市長、議員と担当の職員とやりとりやっておりますが、これが入札だとい

う考え方が今あなたの中にありますか。これめっちゃくちゃな話です。片一方では課長は設計に問題があったと、こう言う。そして、何で、ではそんな設計を描いたのだと言ったら、業者に現場へ足運んでもらって、それなりのことで玉合わせをしたということなのでしょうけれども、こんな入札なんてありませんよ。だから、ここははっきり執行部が、市長が、あるいは副市長が俺も行って現場確認して、課長からも聞き取りをやって、話をちゃんとそろえて持っておると。だったら、やっぱりもうここまで来ればあなたが、この事業に関しては、こういういきさつがあってこういう瑕疵があったという発表をやらなければ、これどんどん、どんどん話は横へ横へとずれていってしまうのですが、そこについて、市長が答えるのか副市長が答えるのか、どういうお気持ちですか。こんな入札があると、それが大勢意見で通るのだと、そういう我々は感覚でいいのですか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

金子副市長。

○副市長（金子 優君） 先ほどもこれは設計、契約等々で単独の常任委員会では難しいということでした。この間議員全員協議会のときもあそこで話すべきというご意見がありました。そのときに、まず常任委員会という話をしたのですけれども、今資料としては我々はほとんどそろっておると思います。これを整理をしまして、どういう提案がよろしいかは議長と相談をさせていただきます。

○議長（根岸勇雄君） 大澤祐治郎君。

○9番（大澤祐治郎君） これでおきますが、とにかくペナルティーまで発表するということを市長は大見え切っておるのですから、これ中途半端な格好で終わらせることはできませんよ。ですから、今幸いにして議長と相談して何とか穏当な方向でおさめたいという副市長のお考えですが、入札というのはそんなものではないという、その自覚がもうそこは足りないということを私は申し上げておきますが、とにかく足元からこれ立て直しをしないと大変なことになりますよ。ぜひ自覚をしてください。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

6款農林水産業費及び7款商工費についての質疑を終結いたします。

次に、8款土木費及び9款消防費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

8款土木費及び9款消防費についての質疑を終結いたします。

次に、10款教育費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

10款教育費についての質疑を終結いたします。

次に、11款災害復旧費及び12款公債費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

11款災害復旧費及び12款公債費についての質疑を終結いたします。

以上で議案第97号 平成26年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）についての質疑を終結いたします。

次に、議案第98号 平成26年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第98号についての質疑を終結いたします。

議案第99号 平成26年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第99号についての質疑を終結いたします。

議案第100号 平成26年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第100号についての質疑を終結いたします。

議案第101号 平成26年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第101号についての質疑を終結いたします。

議案第102号 平成26年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第102号についての質疑を終結いたします。

議案第103号 平成26年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第103号についての質疑を終結いたします。

議案第104号 平成26年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第104号についての質疑を終結いたします。

議案第105号 平成26年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第105号についての質疑を終結いたします。

議案第106号 平成26年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第106号についての質疑を終結いたします。

議案第107号 平成25年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。

本案の質疑は、歳入歳出別とし、歳出についてはおおむね款ごとに行います。

それでは、議案第107号の歳入に関する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第107号の歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、議案第107号の歳出に関する質疑に入ります。

1 款議会費及び2 款総務費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

1 款議会費及び2 款総務費についての質疑を終結いたします。

次に、3 款民生費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

3 款民生費についての質疑を終結いたします。

次に、4 款衛生費及び5 款労働費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

4 款衛生費及び5 款労働費についての質疑を終結いたします。

次に、6 款農林水産業費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

6 款農林水産業費についての質疑を終結いたします。

次に、7 款商工費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

7 款商工費についての質疑を終結いたします。

次に、8 款土木費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

8 款土木費についての質疑を終結いたします。

次に、9 款消防費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

9 款消防費についての質疑を終結いたします。

次に、10 款教育費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

10 款教育費についての質疑を終結いたします。

次に、11 款災害復旧費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

11 款災害復旧費についての質疑を終結いたします。

最後に、12 款公債費から14 款予備費までについての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

12 款公債費から14 款予備費までについての質疑を終結いたします。

以上で議案第107 号 平成25 年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を終結いたします。

次に、議案第108 号 平成25 年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第108 号についての質疑を終結いたします。

議案第109 号 平成25 年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第109 号についての質疑を終結いたします。

議案第110 号 平成25 年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第110 号についての質疑を終結いたします。

議案第111 号 平成25 年度佐渡市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第111 号についての質疑を終結いたします。

議案第112 号 平成25 年度佐渡市下水道特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第112号についての質疑を終結いたします。

議案第113号 平成25年度佐渡市ケーブルテレビ特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第113号についての質疑を終結いたします。

議案第114号 平成25年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第114号についての質疑を終結いたします。

議案第115号 平成25年度佐渡市すこやか両津特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第115号についての質疑を終結いたします。

議案第116号 平成25年度佐渡市五十里財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第116号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第117号 平成25年度佐渡市二宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第117号についての質疑を終結いたします。

議案第118号 平成25年度佐渡市新畑野財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第118号についての質疑を終結いたします。

議案第119号 平成25年度佐渡市真野財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第119号についての質疑を終結いたします。

議案第120号 平成25年度佐渡市栗野江財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第120号についての質疑を終結いたします。

議案第121号 平成25年度佐渡市病院事業会計決算の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第121号についての質疑を終結いたします。

議案第122号 平成25年度佐渡市水道事業会計決算の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第122号についての質疑を終結いたします。

議案第125号 小倉小水力発電施設機械建設工事請負契約の締結についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第125号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第84号から議案第106号まで及び議案第125号については、お手元に配付してあります委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

次に、議案第107号から議案第122号までの平成25年度の決算認定の案件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第107号から議案第122号までの平成25年度の決算認定の案件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

これより決算審査特別委員の選任を行います。

委員会条例第8条第1項の規定により、決算審査特別委員として議長において次の8名の諸君を指名いたします。

2番	荒井眞理さん	3番	駒形信雄君	4番	渡辺慎一君
7番	笠井正信君	14番	中村良夫君	15番	村川四郎君
16番	佐藤孝君	18番	猪股文彦君		

以上であります。

暫時休憩いたします。

午後 3時10分 休憩

午後 3時11分 再開

○議長（根岸勇雄君） 再開いたします。

ご報告します。決算審査特別委員会において正副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

委員長 村川四郎君

副委員長 渡辺慎一君

以上であります。

日程第6 請願第7号から請願第9号まで、陳情第1号

○議長（根岸勇雄君） 日程第6、請願第7号から第9号まで及び陳情第1号についてを議題といたします。

請願第7号から第9号まで及び陳情第1号については、お手元に配付してあります請願・陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（根岸勇雄君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、12日午前10時から一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後 3時11分 散会